

# 大分県口蹄疫 防疫ガイドライン



平成22年6月3日 策定  
大分県農林水産部畜産振興課  
(最終改正：平成29年4月1日)

URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html>

# 目 次

I	目的及び患畜確定までの時系列	
1	目的	1
2	口蹄疫とは	1
	【留】豚での臨床症状について	
3	異常家畜の通報から患畜確定までの時系列	4
	【留】ポイントとなる時刻について	
II	異常家畜の発見通報から病性鑑定材料送付までの対応	
1	家畜等からの届出等を受けたときの対応	5
	(1) 家畜の飼養者等に対する届出等の指導	
	(2) 家畜の飼養者等からの届出	
	(3) 家保及び家畜防疫員の措置	
	(4) 家保及び畜産振興課への報告	
2	立入検査	8
	(1) 緊急立入準備	
	(2) 出動	
	【留】家畜防疫員が現地に携行する用具について	
	(3) 立入検査	
	【留】異常家畜等の写真の撮影に関する事項	
	【留】死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合	
	【留】異常家畜の症状等に関する報告	
3	検査材料の送付	13
	(1) 検査材料の送付決定	
	(2) 検査材料の搬送	
	(3) 疑われる事例についての報告	
	【留】検査材料の採取方法及び送付方法	
4	経過観察	15
5	その他	16
6	検査材料の送付決定後の作業	16
	(1) 疑われる事例についての連絡	
	(2) 緊急防疫会議	
	(3) 疑われる事例の発生農場への緊急防疫措置	
	(4) 疑われる事例の発生農場についての疫学調査	
	(5) 移動制限予定区域及び搬出制限予定区域の設定	
	(6) 各消毒ポイントの設置準備	
	【留】家畜市場又はと畜場で発生した場合の移動制限区域について	

### Ⅲ 患畜決定までの作業

1	連絡体制	20
	(1) 関係市町村への連絡	
	(2) 制限予定区域内の家畜飼養者等への連絡	
2	県総合対策本部の設置	20
3	報道機関への公表	21
4	初動防疫作業準備	21
	(1) 各作業場の現地調査	
	(2) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備	
	【留】初動防疫計画書について	
	(3) 動員者の確保準備	
	【留】防疫作業従事者の選定について	
	(4) 必要資機材調達準備	
	(5) 集会場及びクリーンゾーンの設営	
5	遺伝子検査陽性判定時に備えた準備に関する報告	27
6	病性等の判定	28
7	患畜又は疑似患畜の決定	28
	【留】口蹄疫の患畜及び疑似患畜	

### Ⅳ 患畜決定後の作業

1	関係者への連絡	30
2	初動防疫作業開始	30
3	と殺指示	30
4	県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催	30
5	報道機関への公表	30
6	通行の制限又は遮断	31
7	制限区域の決定	31
	(1) 移動制限区域及び搬出制限区域の決定	
	【留】家畜市場又はと畜場で発生した場合の制限区域の設定	
	(2) 制限区域内農家等への連絡及び周知	
	【留】発生農場の周辺農場への情報提供	
	(3) 移動制限区域内の各関係者への指導	
8	発生の原因究明	34

### Ⅴ 各現場での防疫作業

1	発生農場等に係る防疫作業従事者の流れ	35
	(1) 動員者の考え方	
	(2) B-SAT の役割	
2	集会場内の作業	38
	(1) 組織体制	

	(2) 事務分掌	
	(3) 集会場内の作業(防疫作業従事者の受入前)	
	(4) 集会場内の作業(防疫作業従事者の受入後)	
	(5) 集会場内の作業(防疫作業終了後)	
	【留】防疫作業従事者の作業後の注意点について	
	(6) 現地対策本部への報告事項	
<b>3</b>	<b>クリーンゾーン内の作業</b>	<b>43</b>
	(1) 組織体制	
	【留】クリーンゾーンの組織体制等について	
	(2) 事務分掌	
	(3) クリーンゾーン内の作業(防疫作業従事者の受入前)	
	(4) クリーンゾーン内の作業(防疫作業従事者の受入後)	
	(5) クリーンゾーン内の作業(防疫作業終了後)	
	(6) 現地対策本部への報告事項	
<b>4</b>	<b>ホットゾーン(発生農場)内の作業</b>	<b>48</b>
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
	【留】ホットゾーン内の班編成等について	
	(3) ホットゾーン内の作業	
	【留】汚染物品の処理	
	【留】汚染物品の処理の完了について	
	【留】口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について	
	【留】農場又は農場周辺に埋却地を確保できない場合の死体の処理	
<b>5</b>	<b>ホットゾーン(埋却地)内の作業</b>	<b>59</b>
	(1) 組織体制	
	(2) 事務分掌	
	【留】埋却地での作業について	
	(3) 埋却地の防疫作業の流れ	
	(4) 報告事項	
	【留】発生農場作業場等で不足資機材が生じた場合について	
	【留】埋却地が発生農場から離れた場所にある場合の対応について	
	【留】と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について	
<b>6</b>	<b>ホットゾーン内の負傷者に対する対応について</b>	<b>63</b>
	(1) 連絡体制	
	(2) 負傷者等の処置	
<b>7</b>	<b>消毒ポイントに係る作業</b>	<b>65</b>
	(1) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について	
	(2) 緊急消毒ポイント	
	(3) 運送業者等への協力要請	
	(4) 対象とする車両	

8	疫学調査	68
	(1) 疫学調査の実施方法	
	(2) 疫学関連家畜	
	(3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置	
	【留】 疫学調査に関する事項	
	【留】 疫学関連家畜の検査における採材頭数	
9	農場の消毒作業	69
VI	清浄性の確認のための検査	
1	発生状況確認検査	70
	(1) 電話調査	
	(2) 立入検査 A	
	(3) 立入検査 B	
	【留】 発生の状況確認検査に必要な人員の確保	
2	清浄性確認検査	73
3	検査従事者の遵守事項	73
	【留】 制限区域の解除	
VII	移動及び搬出制限の対象外	
1	制限の対象外	75
	(1) 制限区域内の家畜の死亡等の処分のための移動	
	(2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動	
	(3) 制限区域外の家畜等の通過	
	(4) その他	
	【留】 制限区域内の制限の対象となる業務	
VIII	家畜の再導入	
1	導入前の検査	77
2	導入後の検査	77
IX	発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補填について	
1	発生農場の手当金	78
	(1) 交付対象	
	(2) 必要な書類等	
2	出荷制限等に係る農場の損失補てん	78
	(1) 助成対象	
	(2) 必要な書類等	
3	農家への支援等	79

## 参 考

初動防疫に係る動員例

- ・肉用牛 100 頭規模
- ・豚一貫経営母豚 100 頭規模

初動防疫に係る備蓄資機材一覧

初動防疫計画書

各様式（国指針別記様式 1 ～ 7）

### ●その他資料について

大分県庁ホームページに随時掲載しています。

URL : <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15450/tokuteikatiku.html>

## ● 本ガイドラインで用いられる用語の解説

### ○ FMD (Foot and Mouth Disease)

口蹄疫の略称。牛、豚、鹿、めん羊、山羊などの偶蹄類に感染する法定伝染病。死亡率は低いが伝播力がきわめて強く、ひとたび流行すると急速に広範囲にまん延する。

国際的に最も重要な家畜伝染病の一つ。

### ○ 偶蹄類

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししなど。口蹄疫ウイルスに感受性がある。

### ○ 患畜

病性判定試験により、口蹄疫ウイルスに感染したことが判明した家畜。

### ○ 疑似患畜

患畜が確認された農場で飼養されている家畜。また、その家畜及び飼養者等と接触し、疫学調査の結果、患畜となるおそれがあると判断された家畜。

### ○ 疑われる事例

病性判定試験のため採材し、動物衛生研究所あてに材料を送付し、その結果を待っている状態。結果が出るまでの間に、迅速な初動防疫措置のための準備を行う。

### ○ 家畜防疫員

獣医師等の県職員で、県知事が任命した者。主に、農林水産部の獣医師や一部の畜産職員が該当する。

### ○ B-SAT (Boueki taisaku-Special Assistant Team)

家畜伝染病防疫対策チームの略称。口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の特定家畜伝染病が発生した場合、初動防疫措置等を指揮する。

### ○ クリーンゾーン

発生農場や埋却地に隣接する場所に設置される作業場のこと。主に、防疫作業従事者への防護具の着脱や休憩場所となる。また、発生農場や埋却地で使用する防疫資材・機材の供給場所にもなる。

### ○ ホットゾーン

発生農場や埋却地の敷地内のこと。ウイルスがホットゾーンから飛散しないように防疫措置を行う。

### ○ 移動制限区域

発生農場を中心に原則として口蹄疫では半径 10km 以内 に設定される区域。

この区域では、生きた家畜、発生農場及び発生農場から半径 1km 以内の区域にある農場で搾乳された生乳（例外規定あり）、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（例外規定あり）、家畜の死体、排せつ物、敷料及び家畜飼養器具等の移動が禁止される。

### ○ 搬出制限区域

発生農場を中心に原則として口蹄疫では半径 20km 以内の移動制限区域に外接する区域に設定される区域。

この区域では、生きた家畜、発生農場及び発生農場から半径 1km 以内の区域にある農場で搾乳された生乳（例外規定あり）、移動制限区域内で採取された精液及び受精卵（例外規定あり）、家畜の死体、排せつ物、敷料及び家畜飼養器具等の搬出が禁止される。

### ○ 防疫作業支援者

主に、集会場及びクリーンゾーンで作業を行う動員者のこと。集会場等の設営、運営及び撤収、防疫作業従事者の受入等を行う。

### ○ 防疫作業従事者

主に、ホットゾーンで初動防疫作業を行う動員者のこと。家畜の殺処分、処分畜の搬出及び埋却、農場消毒等を行う。



# I 目的及び患畜確定までの時系列

## 1 目的

- (1) 現在、我が国の近隣諸国においては、口蹄疫の発生が継続して確認されており、国際的な人・物の往来が増加していることから、今後も我が国に口蹄疫が侵入する可能性は高い。
- (2) 口蹄疫は、その病原体の伝播力の強さから、ひとたびまん延すれば、長期にわたり、畜産業の生産性を低下させ、国民への畜産物の安定供給を脅かし、地域社会・地域経済に深刻な打撃を与え、国際的にも、口蹄疫の非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持継続していく必要がある。
- (3) このため、常に国内に口蹄疫が侵入する可能性があるという前提に立ち、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の飼養者（当該家畜を管理する飼養者以外の者があるときは、その者。以下同じ。）と行政機関（国、県及び市町村。以下同じ。）及び関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。
- (4) 本ガイドラインは、国が公表した「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 27 年 11 月 20 日農林水産大臣公表。以下、「国指針」という。）及び「大分県口蹄疫防疫対策実施要領」に基づき、口蹄疫が発生した場合、殺処分等により本病の迅速かつ的確なまん延防止策が講じられるよう、その手順等を定めるものである。

## 2 口蹄疫とは

- (1) 口蹄疫（foot-and-mouth disease、通称 FMD）は、家畜伝染病予防法（昭和 26 年 5 月 31 日法律第 166 号。以下「法」という。）に定義される口蹄疫ウイルスによる急性熱性伝染病で、国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。
- (2) 本病は、家畜の伝染病の中でも最も伝染力の強い疾病の一つであり、発病動物には口の周囲、舌、蹄部に水疱が形成され、食欲不振、跛行（足をひきずる）が見られる。致死率は成畜では数％で、採食障害や歩行障害によって著しく生産性が低下し、畜産経営に壊滅的な打撃を及ぼす。  
また、典型的な水疱形成前からウイルスが排出され、ウイルス血症を起こすことから感染動物の全ての組織、分泌物、糞便等が感染源となる。

① 感受性動物

牛、水牛、めん羊、山羊、豚、鹿、いのしし等の偶蹄類

② 疫学的特徴

ア 感染は年齢・性別を問わず成立する。

イ 感染動物は水疱形成前からウイルスを排出し、接触感染で容易に周囲の感受性動物に感染する。

ウ 牛は口蹄疫ウイルスに感受性が高く、豚は牛に比べて低いが、感染後のウイルス排泄量は牛の100～2,000倍といわれる。

エ 緬山羊では症状が明瞭でなく、本病の伝播に重要な役割を果たしている。

③ 臨床症状

ア 牛の臨床症状

潜伏期間：平均6日間（感染ウイルス量により変動）

潜伏時：突然40～41℃の発熱（平熱：38.0～39.0℃）、流涎、跛行、泌乳量減少（乳用牛）

発症時：水疱形成（舌、口腔粘膜、鼻孔粘膜、蹄間部、乳房、乳頭、等）

水疱は短期間のうちに上皮が剥離 → 潰瘍やびらん形成

イ 豚の臨床症状

潜伏期間：平均10日間（感染ウイルス量により変動）

潜伏時：突然40～41℃の発熱（平熱：38.0～39.0℃）、食欲不振、嗜眠

発症時：水疱形成（鼻鏡、鼻腔、舌、口唇、咽頭、口蓋、蹄部、等）

水疱は短期間のうちに上皮が剥離 → 潰瘍やびらん形成

**【留意事項】 豚での臨床症状について**

豚では蹄部、特に蹄冠部、趾間、副蹄の水疱形成が顕著であり、そのため、跛行等によって異状に気付くことが多い。また、子豚では、死亡数が増加する。

④ 宮崎県の事例

ア 牛（1例目）の臨床症状及び経過

1日目：流涎、食欲廃絶

2日目：流涎、食欲廃絶、体温 40.3 °C (AM8:00)・39.3 °C (AM11:00)

3日目：上唇基部に 3mm 程度の潰瘍及び丘疹  
舌先端に 2cm 程度の潰瘍



流涎



潰瘍



潰瘍

イ 豚（10例目：豚初発例）の臨床症状及び経過

1日目：鼻の水疱、口腔内のびらん



びらん

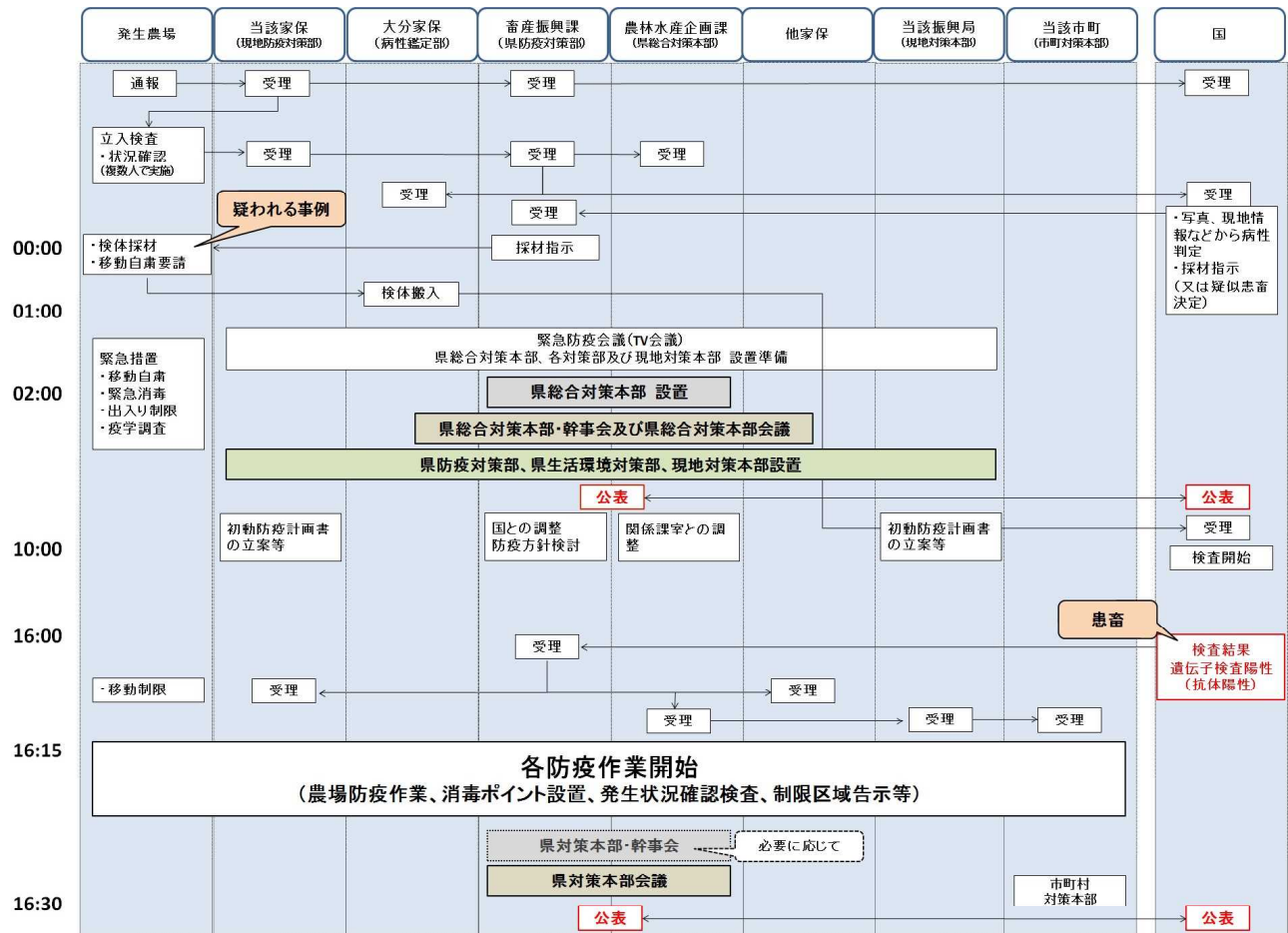


水疱



潰瘍

### 3 異常家畜の通報から患畜確定までの時系列



#### 【留意事項】ポイントとなる時刻について

- 00:00 採材決定 → 疑われる事例
- 03:00 検体送付手続き (空港)
- 10:00 動物衛生研究部門にて検査開始
- 16:00 遺伝子検査陽性 → 患畜決定
- 16:15 各防疫措置開始

## II 異常家畜の発見から病性鑑定材料送付までの対応

### 1 家畜飼養者等から届出を受けたときの対応

(1) 家畜保健衛生所（以下「家保」という。）は、家畜等にIの2の(2)の③のような異状が見られた場合には、届出が速やかに行われるよう、家畜の飼養者等に対し、普段から本病の病態等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 家保は、家畜の飼養者又は獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、畜産振興課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

#### (3) 家保及び家畜防疫員の措置

家保は、家畜の飼養者又は獣医師等から、臨床症状を呈している異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、以下の対応を行う。また、家畜防疫員が立入り検査等により異常家畜を発見した場合にあってもこれに準じる。

##### ① 届出者からの疾病状況聴取等

届出を受けた家畜防疫員は、「異常家畜の届出を受けた際の報告」（国指針別記様式1）により聞き取りを行う。

本病を疑う場合は、家畜の飼養者等に対し以下の緊急的な措置について指導するとともに、立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時刻を知らせ、到着まで農場に待機するよう指示する。

##### ② 家畜の飼養者から届出があった場合の指導事項

ア 偶蹄類以外の動物を含む全ての動物について、当該農場からの移動を自粛すること。

イ 当該農場の排水については、適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

ウ 農場の出入口を1か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと。

エ 農場外に物を搬出しないこと。家畜の飼養者及び従業員等が外出する場合には、適切な消毒等を行うこと。

オ 異常家畜及び当該家畜の生乳、精液等の生産物、排せつ物、敷料等は、他の家畜と接触することがないようにすること。

##### ③ 獣医師から届出があった場合の指導事項

ア 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、口蹄疫ウイルスの拡散を防止するよう②のアからオまでの助言及び指導をすること。

- イ 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡、その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- ウ 帰宅後は、車両を十分に洗浄するとともに、入浴して身体を十分に洗うこと。
- エ 異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。
- オ 口蹄疫と判明した場合には、異常家畜を診察し、又はその死体を検案した日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

④ 家畜市場から届出があった場合の指導事項

- ア 家畜の移動を自粛するとともに、必要に応じて当該家畜市場に出入りする関係者に情報提供すること。
- イ 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両について、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- ウ 従業員等（異常家畜の届出時に家畜市場に入場していた全ての者をいう。以下家畜市場から届出があった場合において同じ。）が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- エ 従業員等及びアの情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該家畜市場に入場した者（以下「市場入場者」という。）は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の飼養施設に立ち入らないこと。
- オ 異常家畜の飼養者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、②のアからオまでの助言及び指導を行うこと。
- カ 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。）に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- キ 異常家畜が搬入された日以降に家畜市場から移動した家畜の移動先を特定すること。
- ク 口蹄疫と判明した場合には、市場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設（異常家畜出荷農場及び市場入場者が所有する農場を除く。）に立ち入らないよう指導すること。また、市場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

⑤ と畜場から届出があった場合の指導事項

- ア 異常家畜及びこれと同一の農場から出荷された家畜のと畜を中止するとともに、必要に応じて当該と畜場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- イ 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に出入りさせないこと。
- ウ 従業員等（異常家畜の届出時にと畜場に入場していた全ての者をいう。以下と

畜場から届出があった場合において同じ。)が場外に移動する際には、身体及び車両に対し適切な消毒等を行うこと。

エ 従業員等及びアの情報提供を受けた者のうち異常家畜の搬入日以降に当該と畜場に入場した者(以下「と畜場入場者」という。)は、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設に立ち入らないこと。

オ 異常家畜の飼養者を直ちに特定し、十分な消毒を行った上で、直ちに帰宅するよう指導するとともに、②のアからオまでの指導を行うこと。

カ 異常家畜の出荷に使用された車両及び運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家畜が患畜又は疑似患畜でないと判定されるまでの間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及び運転手が所有する農場を除く。)に出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

キ 口蹄疫と判明した場合には、と畜場入場者は、異常家畜が患畜又は疑似患畜と判定された日から7日間は、偶蹄類の動物の飼養施設(異常家畜出荷農場及びと畜場入場者が所有する農場を除く。)に立ち入らないよう指導すること。また、と畜場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

#### (4) 家保及び畜産振興課への報告

① 届出を受けた家畜防疫員は、国指針別記様式 1 を作成し、家保所長にその旨を報告する。

② 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認の上、本病の発生を想定し、通報内容、立入検査を実施する旨及び現地到着予定時刻について国指針別記様式 1 と併せて畜産振興課へ報告する。

また、畜産振興課は、大分家保病性鑑定部へ、検査材料の採材及び検査材料を国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門海外病研究施設(以下「動衛研」という。)に送付するための準備をするよう指示する。

③ 畜産振興課は、速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課(以下「農水省」という。)へ報告する。

## 2 立入検査

### (1) 緊急立入準備

家保は、家畜の所有者等から届出等を受けたときに備え、常に立入検査に必要な病性鑑定用資材等の点検と準備をしておく。

### (2) 出動

本病を疑う届出を受けた家保の家畜防疫員は、病性鑑定用資材及び消毒資材等を携行して複数名で農場に急行する。なお、立入検査は、本病を想定し病原体の散逸防止等に十分配慮した防疫措置を講じる。

#### **【留意事項】 家畜防疫員が現地に携行する用具について**

##### ①農場立入用衣類

防護服、手袋（薄手、厚手）、防護マスク、帽子、ゴーグル、長靴 等

##### ②臨床検査用資材

たわし、体温計、保定具（鼻鉗子、開口器を含む。）、ロープ（保定用）、白布（消毒薬に浸し、その上に③の器材を置くために用いる）、鎮静剤、懐中電灯、数取器、カラスプレー 等

##### ③採材道具

外科用ハサミ、メス、有鉤ピンセット、材料保存液、採血器具（採血管、採血針、シリンジ、シリンジ用針）、プロバングカップ、綿棒、アルコール綿花、タッパー、感染性廃棄物処理用バッグ、クーラーボックス、開口器 等

##### ④連絡、記録

携帯電話、筆記用具、各種様式用紙、地図、防水デジタルカメラ、画像送受信機 等

##### ⑤消毒用機材

バケツ、ブラシ、消毒薬、動力噴霧機 等

##### ⑥その他

各種ビニール袋、ガムテープ、ビニールテープ、マジック、カッター、ハサミ、立入禁止看板 等

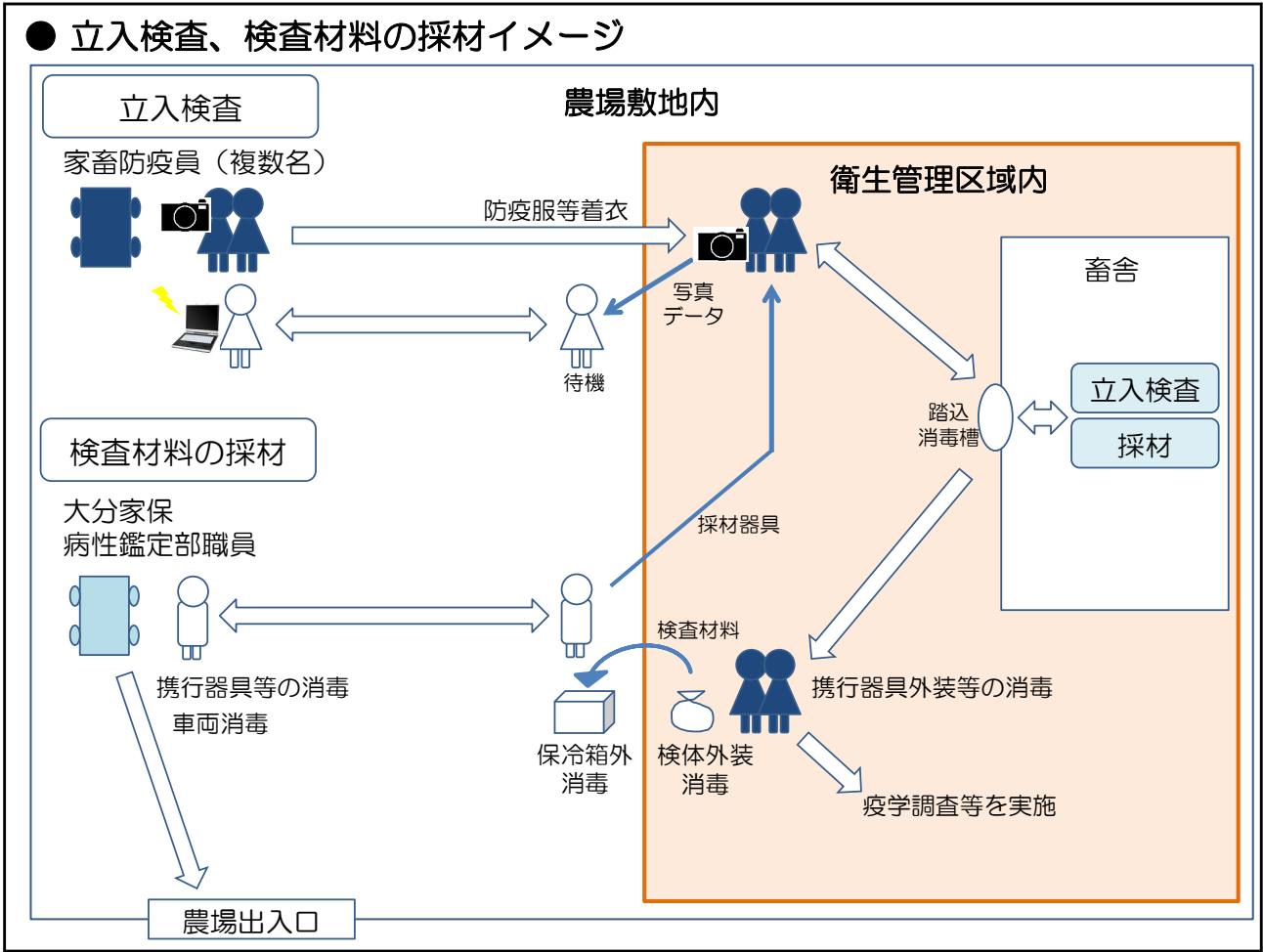
※ 保存液、専用用具、検体輸送資材等については、大分家保病性鑑定部にて準備



### (3) 立入検査

- ① 家畜防疫員は、本病を疑う届出があった農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員 1 名は衛生管理区域外で待機し、その他の家畜防疫員は、防護服を着用し、携行した用具を持って農場内に入る。
- ② 衛生管理区域内に入った家畜防疫員は、家畜の管理者に疾病や検査方法等について説明するとともに、届出内容を確認し、その他必要な事項に関する聞き取り調査を行う。また、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心に徹底した臨床検査（体温測定を含む）を行う。
- ③ 衛生管理区域内の家畜防疫員は、臨床検査の際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラ等で鮮明かつ多角的に撮影する。また、病性等の判定に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。
- ④ 衛生管理区域外の家畜防疫員は、臨床検査が終了次第、臨床検査等の実施状況、飼養者等がそれまでにとった措置及び疫学関連事項等を家保へ報告するとともに、撮影した写真を電子メールで送付する。
- ⑤ 当該家保は、立入検査の状況について、随時畜産振興課へ報告するとともに「異常家畜の症状等に関する報告」（国指針別記様式 2）、撮影した写真を電子メールで送付する。
- ⑥ 畜産振興課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況等の情報（国指針別記様式 2）を添えて、直ちに農水省に報告する。
  - ア 39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は癍痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。）。
  - イ 同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。
  - ウ 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（1つの畜房につき1頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の2日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化や火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

● 立入検査、検査材料の採材イメージ



## 【留意事項】異常家畜等の写真の撮影に関する事項

1 異常家畜については、病変の好発部位の全てについて病変の有無をよく確認するとともに、病変について明確な写真を撮影し、また、病変の有無にかかわらず好発部位も必ず撮影すること。また、全身の状態を確認する観点から、全身の外貌についても撮影すること。ただし、立入検査を行った家畜防疫員が臨床症状等から口蹄疫を強く疑う場合には、典型的な病変が見られた好発部位のみの写真撮影及び送付を先行して行うことができる。

これらのことから、異常家畜については、少なくとも次の（１）、（２）にそれぞれ掲げる写真を撮影し、送付すること。なお、病変部については、その状態が確認できるよう、複数の角度で撮影すること。また、異常家畜と他の家畜との接触の機会（同居の状況等）に関する情報についても、口蹄疫の可能性を推測する上で必要であるため、異常家畜の農場内の最近の移動状況を確認した上で、畜舎の外観、畜舎内の同居の状況、隣接畜房との位置関係等が判る写真についても撮影し、送付すること。

### （１）牛について

- ① 外貌（全身について開口検査の前に撮影すること。）
- ② 頭部（口唇周辺の流涎の状況が分かるものについて開口検査の前に撮影すること。）
- ③ 上唇（粘膜面）、歯床
- ④ 口蓋
- ⑤ 舌（表面及び裏面。病変がない場合でも、少なくとも表面については撮影すること。）
- ⑥ 鼻（鼻鏡、鼻腔）
- ⑦ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影すること。）
- ⑧ 乳頭

### （２）豚について

- ① 外貌（全身）
- ② 舌
- ③ 鼻（鼻端）
- ④ 蹄（蹄冠部及び趾間。病変がない場合でも、少なくとも１肢については撮影すること。）
- ⑤ 乳頭

2 １つの部位について必ず複数回撮影し、パソコン等の画面で確認するか、デジタルカメラ等の画像で拡大表示することにより、鮮明な写真が撮影できていることを確認すること。なお、写真１枚当たりのサイズは、少なくとも長辺 1,024 ピクセル以上、短辺 768 ピクセル以上（80 万画素相当以上）とすること。

- 3 写真の送付に当たっては、写真ごとに病変の有無が分かるようにするとともに、病変がある場合には、当該病変についての家畜防疫員の所見を付すこと。また、複数頭撮影する場合には、それぞれの写真がどの個体のものか分かるように工夫すること。
- 4 また、Ⅱの2の(3)の⑥の特定症状かどうかの判断に迷う場合や、都道府県で特定症状ではないと判断した場合についても、同様に写真を撮影し、送付すること(Ⅱの2の(3)の⑥のウのただし書きの場合を除く。)

#### **【留意事項】 死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合について**

次に例示する場合などについては、死亡の理由が口蹄疫以外の事情によることが明らかな場合として、特定症状に該当しないものとして差し支えないものとする。ただし、当該農場に対し、家畜に更なる異状が認められた場合には届け出るよう指導するなど、引き続き当該農場における異状の把握に努めること。

(例) 同一の畜房内において半数以上の哺乳畜が当日及びその前日の2日間において死亡している養豚場において、子畜の死亡が継続しており、その原因が PRRS ウイルスなど既知の病原体であることが確認されている場合であって、獣医師が、親畜及び子畜の症状等から、死亡の理由が当該病原体によるものであると判断した場合。

#### **【留意事項】 異常家畜の症状等に関する報告**

畜産振興課は、異常家畜の症状等に関する情報について、国指針別記様式 2 により農水省に報告する。なお、報告の内容によっては、Ⅱの3の(1)③に基づき検体の送付を求められる場合もあるため、調査内容を直ちに報告することとし、確認に時間を要する項目がある場合には、確認がとれ次第追加で報告する。

### 3 検査材料の送付

#### (1) 検査材料の送付決定

2の(3)の④の報告等により、農場で飼養されている家畜が次のいずれかに該当する場合には、当該家畜の口腔内等における水疱等から採取した水疱液、水疱上皮、病変部スワブ、当該家畜の血液等を検体として、適切に採材し、農水省とあらかじめ協議した上で、当該検体を「病性鑑定依頼書」(国指針別記様式 3)とともに動衛研に搬入する。

- ① 特定症状を呈している家畜が複数の畜房内で確認された場合
- ② 1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあっては、特定症状を呈している家畜が隣接する複数の畜房内で確認された場合
- ③ 農水省が検体の提出を求めた場合

#### (2) 検査材料の搬送

- ① 原則として動衛研への病性鑑定材料搬入決定後、大分家保病性鑑定部職員は検査材料採材器具及び搬送容器等を携行し農場に急行する。
- ② 大分家保病性鑑定部職員は農場周辺に到着後、車を衛生管理区域外に駐車し、衛生管理区域出入口にて衛生管理区域内に待機している家畜防疫員に採材器具を受け渡す。
- ③ 衛生管理区域内に待機している家畜防疫員は、採材後、検査材料の入った容器を十分に消毒し、衛生管理区域出入口にて大分家保病性鑑定部職員に受け渡す。  
また、採材内容等を記入した用紙は、消毒液に浸し、ビニール袋等に入れ再度消毒後、検査材料とともに大分家保病性鑑定部職員に受け渡す。消毒が困難な場合、大分家保病性鑑定部職員は、用紙に触れることなく、デジタルカメラ等で撮影し画像として持ち帰る。
- ④ 大分家保病性鑑定部職員は、採材内容を確認し畜産振興課へ報告するとともに、搬送容器に入れ十分に消毒後、畜産振興課から指示のあった空港まで搬送し、指定便で発送する。
- ⑤ 東京事務所職員は、羽田空港で検査材料を受け取り、動衛研に直接搬入する。
- ⑥ なお、搬送に係る手続きは、畜産振興課が関係機関及び航空会社等と調整を行う。

#### (3) 疑われる事例についての報告

畜産振興課は、検査材料の送付が決定された場合、他家保及び農林水産企画課へ報告する。

#### 【留意事項】検査材料の採取方法及び送付方法

##### 1 ウイルス学的検査のための検査材料

水疱、潰瘍、びらん、痂皮等を呈している部位の組織採材にあたっては、検

査材料が 0.5g 以上必要であることから、鼻鏡、口腔、舌、蹄部等の病変部又は複数個体の組織材料をプールして差し支えない。

また、採材された検査材料は滅菌された気密性の高いチューブ等に入れ、希釈液及び保存液は全てダルベッコ PBS(-)pH7.4(± 0.2) (DPBS) を用い、グリセリンは加えないこと (pH7.2 ~ 7.6 であることを確実に確認すること)。

(1) 水疱が認められる場合

水疱液を注射器等で吸引し、チューブ等に入れ、DPBS は入れずに冷蔵 (4℃) して輸送すること。

また、水疱上皮は DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。

(2) 水疱が破れ真皮が露呈しているが水疱上皮が確認できる場合又は潰瘍、びらん、痂皮等が確認できる場合

水疱上皮又は潰瘍、びらん、痂皮等の病変部を切り取ることが可能な場合は DPBS に入れ冷蔵 (4℃) して輸送すること。切り取ることができない場合には、水疱が破れ真皮が露呈している部分、潰瘍、びらん、痂皮等を綿棒等で拭い、2ml (綿棒等が確実に浸る量) の DPBS に入れ、冷蔵 (4℃) して輸送すること。

(3) その他

農水省から指示があった場合には、プロバングカップを用いて食道・咽頭液を採取すること。DPBS と食道・咽頭液を等量で混合した後密栓し、直ちに容器の外側を適切な消毒剤等で消毒し、ドライアイス又は液体窒素を用い、- 70℃以下で急速凍結し、冷凍 (- 70℃以下) で輸送すること。

2 血清抗体検査のための検査材料

分離剤入りの真空採血管を用いて血液を採取し、冷蔵 (4℃) して輸送すること。なお、ヘパリン入り真空採血管を用いると、液相競合 ELISA で極めて高い確率で非特異反応が認められることから、使用してはならない。また、血液を凍結させ溶血した場合には検査に供することができないことから、凍結させないよう保存及び輸送法を考慮すること。

3 材料の輸送

(1) 材料の pH が低下しウイルスが不活化することを防ぐため、採材した材料を入れた容器を厳重に密閉した上で、容器の外側を適切に消毒すること。食道・咽頭液以外は全て冷蔵 (4℃) で輸送し、食道・咽頭液はドライアイス等を用いて冷凍 (- 70℃以下) で輸送すること。なお、冷却剤としてドライアイス等を使用する場合には、次の事項を含め、取扱に注意すること。

① ドライアイスは、1次容器 (検体を直接入れる容器) 及び2次容器 (密閉容器) 内に入れてはならない。

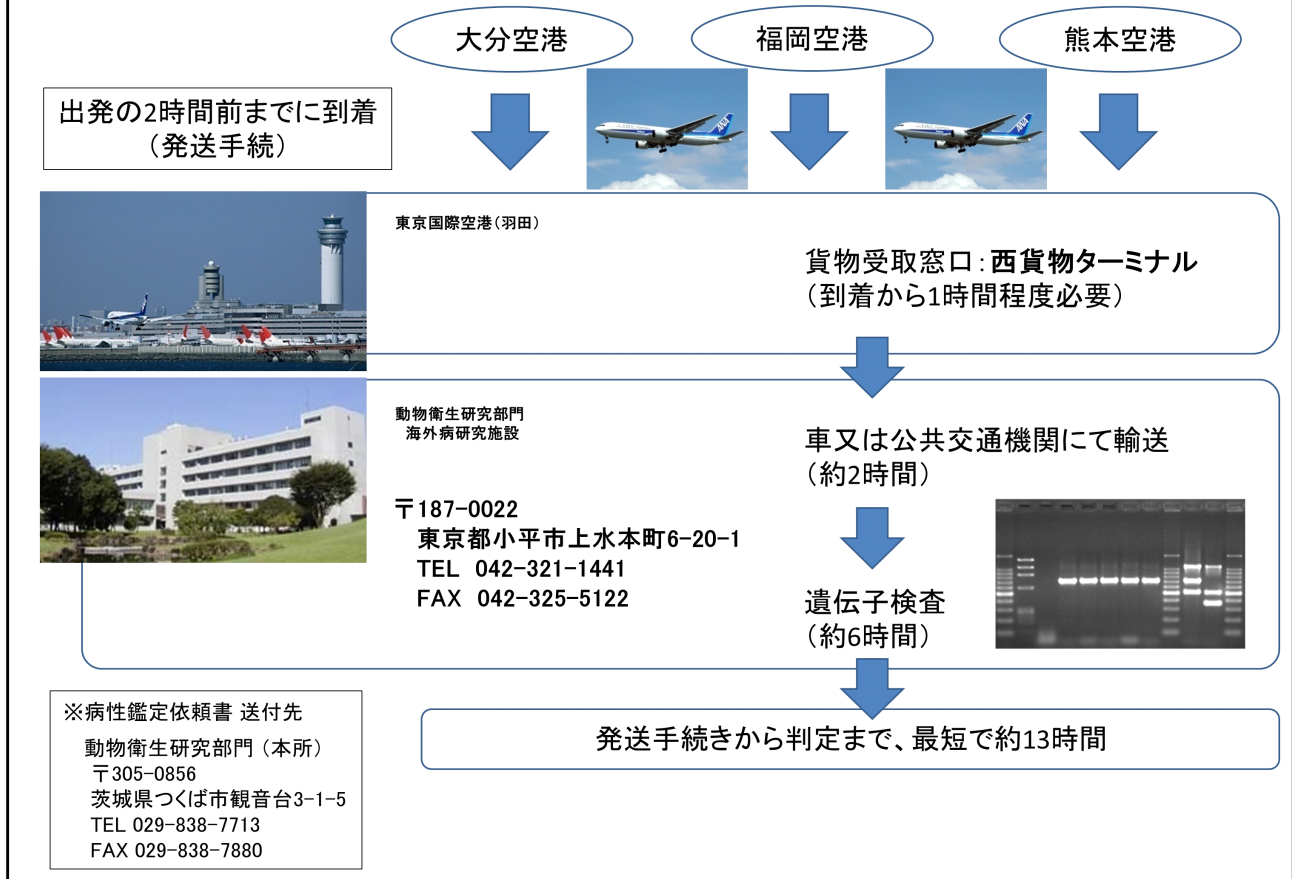
② ドライアイスを入れる3次容器 (外装容器) は、気化したガスが拡散されるものを用いること。

③ 外装容器の表面には、ドライアイスを使用していることを表示すること。

その際、「感染性物質の輸送規程に関するガイダンス」で示されたドライアイス（UN1845）用の危険ラベルも併せて貼付けること。

(2) 動衛研への送付に当たっては、事前に連絡の上、直接連絡員が持参すること。

## 検体の輸送フロー（口蹄疫）



## 4 経過観察

畜産振興課は、特定症状を呈している家畜が存在する場合であって、農水省が検体を動衛研に搬入する必要がないと判断した場合又は動衛研が行う検査で陰性が確認された場合には、当該家保に次の措置を講ずるよう指示する。

(1) 当該農場について、特定症状の確認から最長2週間、次の措置を講ずる。

なお、病変の状態、同居畜の飼養状況等に応じて、農水省と協議の上、措置内容又は当該期間の変更を行うことができる。

① 飼養衛生管理基準の規定に基づき、特定症状が確認された場合の出荷及び移動の停止の遵守を指導すること（必要に応じて、6の(3)の①に準じた移動制限措置を講ずること）。

② 6の(3)の②及び③の措置を講ずること。

③ 家畜の飼養者又は民間獣医師の協力を得て、特定症状を呈している家畜及び当該患畜と同一の畜房内（1つの畜房について1頭の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する複数の畜房内）の家畜の臨床症状の有無、体温等を毎日確認すること。

(2) (1) の③により、特定症状を呈している家畜の異状の変化を認めた場合又は当該家畜と同一の畜房内（1つの畜房につき1頭の家畜を飼養している場合にあつては、当該家畜の畜房と隣接する畜房内）の家畜に臨床症状を認めた場合には、直ちに1に準じた対応をとる。

(3) 一般病性鑑定のための検体は、原則として（1）の措置の終了後に採材するが、直ちに実施する必要がある場合には、農水省と協議の上、実施する。  
なお、その際には、病原体の散逸防止に細心の注意を払う。

## 5 その他

1の（3）から4及び6の（3）から（4）までの措置は、家畜の飼養者等からの届出によらず、家畜防疫員の立入検査により異常家畜が発見された場合についても、同様に行う。

また、と畜場、家畜市場等から異常家畜を発見した旨の届出を受けた場合には、直ちに家畜防疫員を当該と畜場、当該家畜市場等及び出荷農場に派遣し、1の（3）及び6の（3）に準じた措置を講ずる。

なお、当該家畜が県外の農場から出荷された家畜であることが判明した場合には、直ちに農水省及び出荷農場が所在する都道府県畜産主務課にその旨を連絡する。

## 6 検査材料の送付決定後の作業

(1) 疑われる事例についての連絡

① 畜産振興課は、農林水産企画課へ疑われる事例の発生を連絡し、農林水産企画課は当該振興局及び他家保へ本病が疑われる事例の発生及びテレビ会議システムによる緊急防疫会議を開催する旨を連絡する。

② 農林水産企画課は、管轄の振興局以外の振興局へ本病が疑われる事例の発生について連絡するとともに、必要に応じ、テレビ会議システムによる緊急連絡会議（緊急防疫会議に準ずる）を開催する旨を連絡する。

③ 農林水産企画課は大分県特定家畜伝染病総合対策本部・幹事会（以下「県総合対策本部・幹事会」という。）メンバーに連絡し、幹事会の開催準備を行う。

④ 農林水産企画課は、以下の各作業所等で使用する携帯電話を畜産振興課から当該振興局へ届け、当該振興局は、家保及び各作業所の総括等へ配付する。なお、携帯電話を使用する作業所等は以下のとおりとする。

・農林水産企画課



- ・畜産振興課
- ・振興局
- ・家畜保健衛生所
- ・集会場
- ・クリーンゾーン（総括）
- ・ホットゾーン（農場・総括）
- ・ホットゾーン（農場・副総括）
- ・ホットゾーン（埋却地）

## （２）緊急防疫会議

### ① 会議方法

農林水産部、各振興局、各家保に設置されているテレビ会議システムにより実施する。

### ② 参加所属

農林水産部	部長
農林水産企画課	課長、他職員
畜産振興課	課長、他職員
畜産技術室	室長、他職員
当該振興局	局長又は次長又は総務部職員、他職員
各家保	所長、次長（生産衛生班総括）、病性鑑定部長、他職員

### ③ 協議事項

以下の事項について情報を共有するとともに、今後の作業について協議する。

#### ア これまでの経過と対応

- ・時間経過（通報、立入等）
- ・発生農場の概要（飼養規模、住所等）
- ・移動制限予定区域（区域内市町村、区域内農場リスト等）

#### イ 今後の対応

- ・農林水産部から振興局への派遣職員
- ・動衛研の遺伝子検査判定予定時間、公表予定時間
- ・初動防疫計画についての協議（日程、概算の動員者数、資材の数量等）
- ・制限区域消毒ポイントの設置に係る協議

#### ウ B-SAT の派遣について

## （３）疑われる事例の発生農場への緊急防疫措置

家畜防疫員は、３により検体を動衛研に送付した後、当該農場の家畜の所有者に対し、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、直ちに次の措置を講ずる。

### ① 法第 32 条第 1 項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限する。

- ア 生きた家畜
- イ 生乳
- ウ 採取された精液及び受精卵

- エ 家畜の死体
- オ 家畜の排せつ物等
- カ 敷料、飼料、家畜飼養器具

- ② 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。
- ③ 当該農場の出入口並びに当該農場で使用している衣類及び飼養器具を消毒する。

#### (4) 疑われる事例の発生農場についての疫学調査

立入検査を行った家畜防疫員は、3により検体を動衛研に搬入した場合には、速やかに、当該農場に関する過去 21 日間における次の情報について調査し、家保所長へ報告する。家保所長は、調査内容を「異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告」(国指針別記様式 4) にて畜産振興課に報告するとともに、初動防疫計画書(速報)を併せて送付する。

畜産振興課は、国指針別記様式 4 を農水省に提出する。

- ① 家畜の移出入
- ② 当該農場に出入りした次の人及び車両の移動範囲
  - ア 農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等複数の農場の衛生管理区域内で作業を行う者
  - イ 家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両
- ③ 堆肥の出荷先
- ④ 精液及び受精卵の出荷先
- ⑤ 給与飼料の情報

#### (5) 移動制限予定区域及び搬出制限予定区域(制限予定区域)の設定

畜産振興課は、当該農場を中心に移動制限予定区域(原則として、発生地を中心として半径 10km 以内の区域)及び搬出制限予定区域(原則として、発生地を中心として半径 10 ~ 20km 以内の区域)を設定するとともに、当該家保及び各制限予定区域のかかる家保と連携し、制限予定区域内の農場リスト(農場名、飼養頭数)を作成する。

また、発生状況確認検査の対象である、半径 1km 以内の区域の農場(鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上飼養する農場)及び移動制限予定区域内のすべての大規模飼養農場のリストも併せて作成する。

※ 発生状況確認検査の対象となる大規模農場

- ・月齢が満 24 月以上の牛(ただし乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあっては満 17 月以上)及び水牛にあっては 200 頭以上
- ・月齢が満 4 月以上満 24 月未満の牛(ただし乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあっては満 4 月以上満 17 月未満)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上

(6) 各消毒ポイントの設置準備

畜産技術室（酪農・飼料班）は、県警警備部警備第二課及び土木建築部道路保全課と連携し、以下の消毒ポイントの設置場所等について協議する。

- ① 当該家畜飼養農場から、半径 10km の移動制限区域外縁上の消毒ポイント
- ② 当該家畜飼養農場から、半径 20km の搬出制限区域外縁上の消毒ポイント

協議後、畜産技術室（酪農・飼料班）は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各振興局に候補地の選定等について指示する。また、土木建築部道路保全課長は、各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各土木事務所に候補地の選定等について指示する。

**【留意事項】家畜市場又はと畜場で発生した場合の移動制限区域について**

家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合の制限区域は、農水省と協議の上、以下のように設定する。

- ① 当該家畜市場又は当該と畜場を中心に、原則として、半径 1km 以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家畜の出荷元の農場については、原則として、発生農場と同様に制限区域を設定する。

**制限区域の設定について**

**【防疫マップシステムの活用】**  
発生地を設定することで、移動制限及び搬出制限の区域内農場について瞬時に抽出が可能

### Ⅲ 患畜決定までの作業

#### 1 連絡体制

##### (1) 関係市町村への連絡

当該振興局及び制限予定区域に入る振興局は、制限予定区域内に入る市町村へ口蹄疫が疑われる事例の発生について連絡し、防疫作業に係る協力を依頼する。

##### (2) 制限予定区域内の家畜飼養者等への連絡

畜産振興課は、制限予定区域内の農家リストを振興局及び家保へ送付し、振興局と家保が連携して、以下のルートで飼養家畜の異状の有無について聞き取り調査をするとともに家畜等の移動の自粛を要請する。

なお、聞き取り調査結果については、各振興局及び各家保が取りまとめ畜産振興課へ報告する。

###### ① 肉用牛飼養農家

振興局 ⇔ 市町村 ⇔ 家畜飼養農場

###### ② 乳用牛飼養農家

家保 ⇔ 酪農団体（県酪・下郷農協等） ⇔ 家畜飼養農場

###### ③ 豚飼養農家

家保 ⇔ 家畜飼養農場

また、家保は、管内の開業獣医師及び家畜人工授精師等に制限予定区域内の農家の情報を提供するとともに、家畜に異状を認めた場合は、直ちに届出るよう要請する。

振興局は、市町村に①から③以外の偶蹄類（ペット等）の飼養者について、異状の有無の聞き取り調査を依頼する。

#### 2 県総合対策本部の設置

農林水産企画課は、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会を開催後、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」（以下「県総合対策本部」という。）設置要領に基づき、県総合対策本部を設置し、県総合対策本部会議を開催する。併せて、大分県特定家畜伝染病防疫対策部（以下「県防疫対策部」という。）、大分県特定家畜伝染病生活環境対策部（以下「県生活環境対策部」という。）及び大分県特定家畜伝染病現地総合対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を決定する。



### 3 報道機関への公表

畜産振興課は、「口蹄疫が疑われる事例の発生」の公表について農水省と協議する。その後、農林水産企画課は、「口蹄疫が疑われる事例の発生」として農水省と同時に公表する。

### 4 初動防疫作業準備

疑われる事例の発生後、農林水産部長は農林水産部職員（B-SAT を含む）を当該振興局等へ派遣し、県総合対策本部との連絡調整を図る。当該家保及び当該振興局は、県対策本部と連携し、以下の準備を行う。

なお、B-SAT は、畜産振興課からの指示により速やかに現地に赴き、（１）から（５）について、迅速かつ的確に初動防疫計画の立案及び各作業場の設営ができるよう当該家保及び当該振興局を補佐する。

#### （１）各作業場の現地調査

##### ① 当該家畜飼養農場

当該家保及び当該振興局は連携し、飼養されている家畜等の殺処分の方法と埋却地までの輸送方法、必要な資機材、作業者の人数、ローテーション等について協議し、初動防疫計画書（様式３及び様式４）を作成する。

② 農場クリーンゾーン

当該家保及び当該振興局は連携し、当該市町村等の協力の下、当該家畜飼養農場の近隣において初動防疫作業規模に応じた広さのクリーンゾーン候補地を選定協議し、選定した候補地の現地調査を行うとともに、会場レイアウト、動員者の動線、必要な資機材、必要な作業者の人数等について協議し、初動防疫計画書（様式 5）を作成する。

③ 集会場

当該家保及び当該振興局は連携し、当該市町村等の協力の下、初動防疫作業規模に応じた広さの集会場（体育館、公民館等）候補地を選定協議し、選定した候補地の現地調査を行うとともに、会場レイアウト、動員者の動線、必要な資機材、必要な作業者の人数、作業従事者の輸送手段等について協議し、初動防疫計画書（様式 6）を作成する。

④ 埋却地

当該家保及び当該振興局は連携し、当該市町村等の協力の下、当該家畜飼養農場の規模に応じた埋却候補地を選定し、選定した埋却候補地の現地調査を行うとともに、埋却溝レイアウト、重機等の搬入動線、必要な資機材、必要な作業者の人数等について協議し、初動防疫計画書（様式 7）を作成する。必要に応じ、水源等の水質検査を実施する。

⑤ 緊急消毒ポイント

当該家保は B-SAT と協力し、発生農場を中心として半径 1km 以内（発生農場の出入り口を含む）の適当な場所に設置する緊急消毒ポイントについて現地調査を行い、初動防疫計画書（様式 8）を作成する。

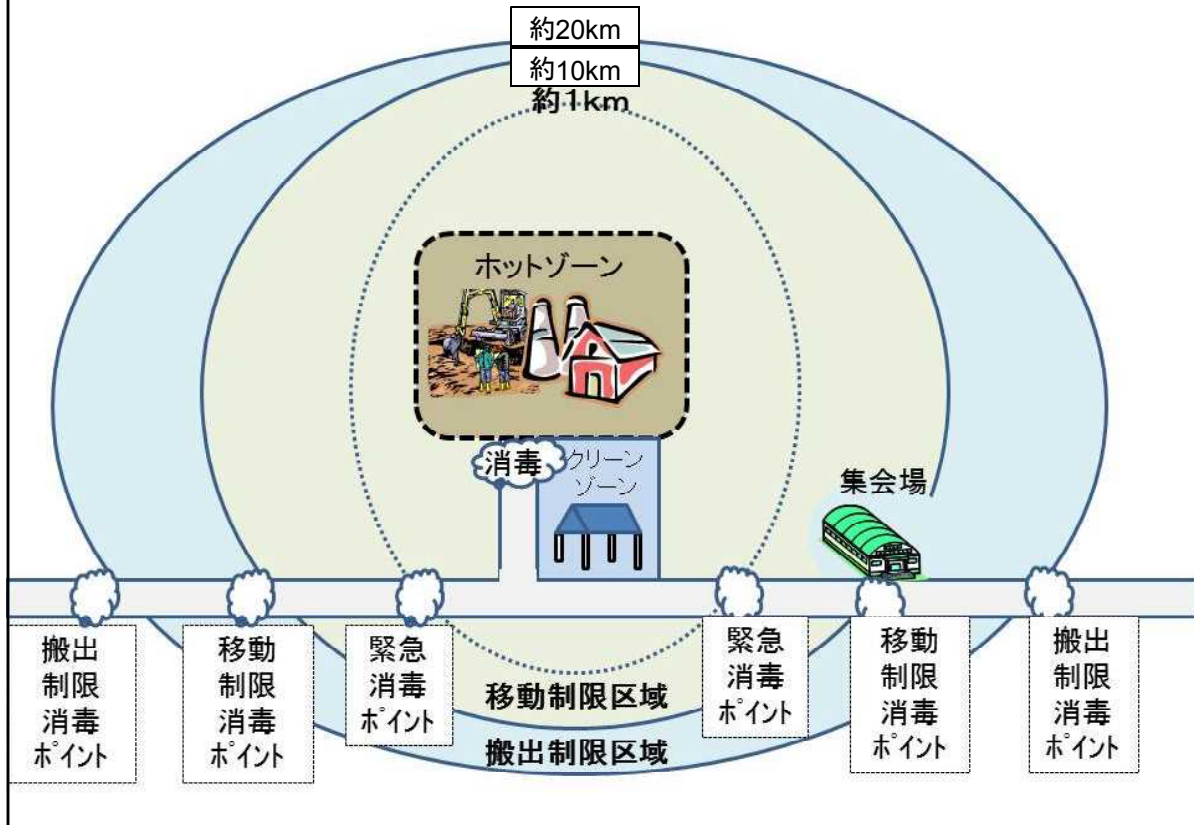
なお、当該消毒ポイントの道路の占用及び使用許可等については V の 7 の（1）の②に準じて行う。

⑥ 制限区域消毒ポイント

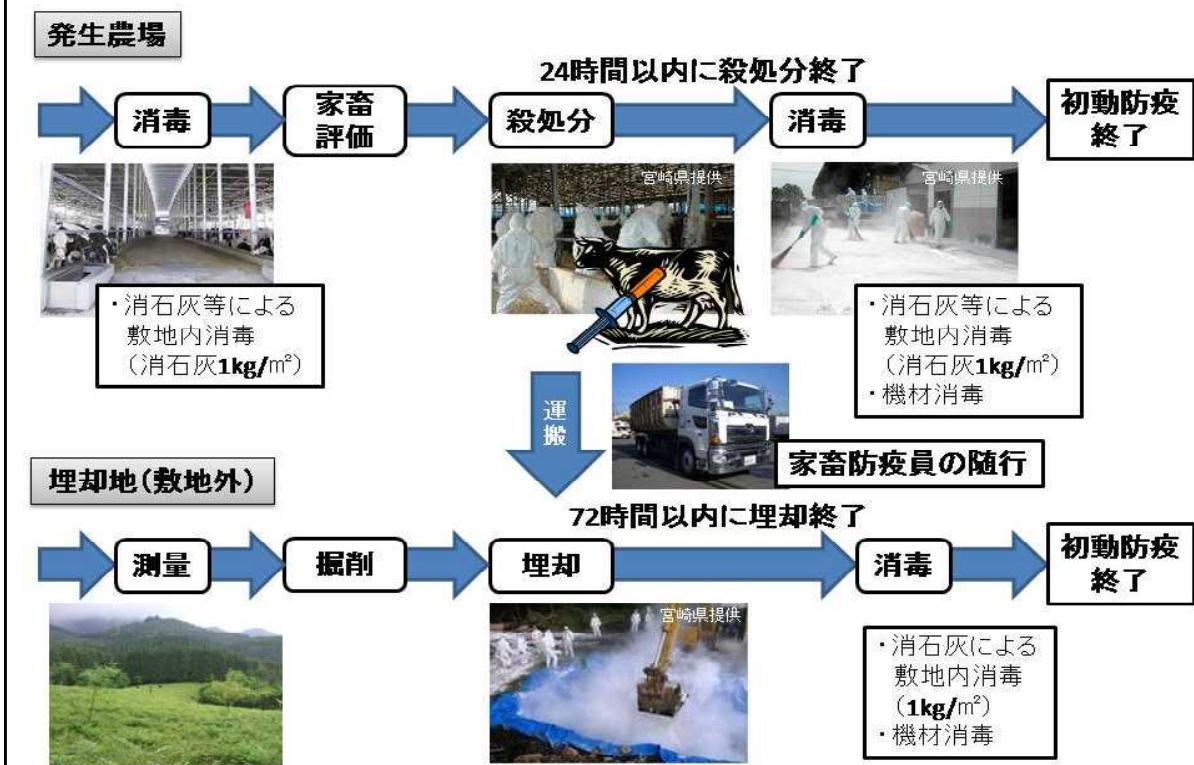
畜産技術室（酪農・飼料班）から指示のあった各消毒ポイント設置予定場所を管轄する各振興局は、各家保及び各土木事務所と連携し、市町村等の協力の下、現地調査を行い、具体的な設置場所及び消毒ポイントのレイアウト、必要な資機材、必要な作業者の人数等について畜産技術室（酪農・飼料班）に報告する。



## 制限区域及び各作業所のイメージ



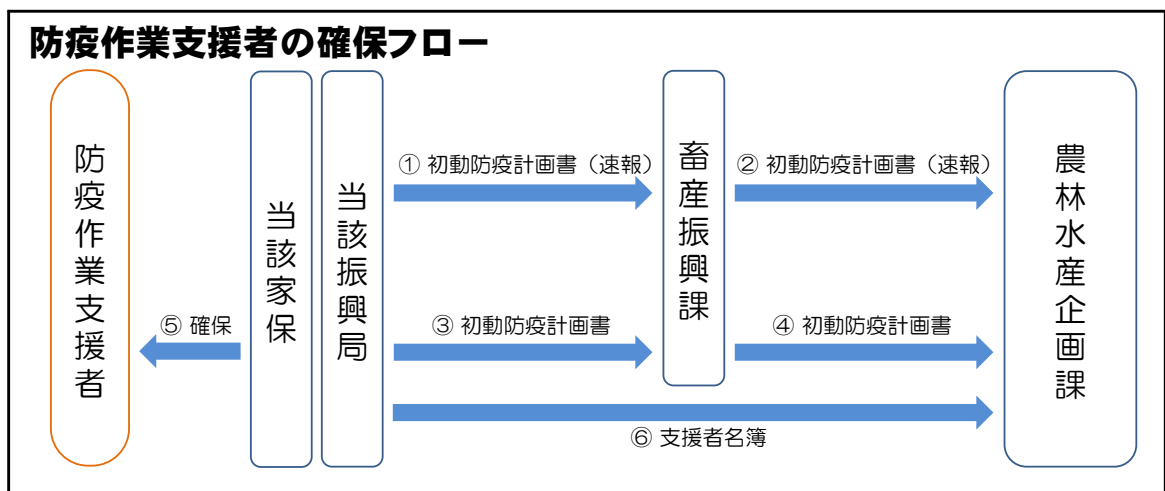
## 口蹄疫発生農場の初動防疫作業イメージ図



※ 殺処分 24 時間以内、埋却 72 時間以内の終了は目安

## (2) 初動防疫計画書の作成と初動防疫作業準備

- ① 当該振興局は、当該家保と連携し、現地調査の結果を踏まえ、農場の殺処分等の計画、各作業場における動員者を含めた必要人員数、資機材の数量、各作業場のレイアウト、各作業場責任者名簿等を含む初動防疫計画書（様式 9 ～ 13）を作成する。（様式 11 のうち、殺処分及び埋却作業に従事する者の動員計画については、「作業動員数算出シート」による動員計画書の添付をもって替えることができる。）当該振興局は、(1) の現地調査を基に作成した初動防疫計画書（様式 3 ～ 13）を畜産振興課へ提出し、速やかに初動防疫作業準備に着手する。なお、初動防疫計画書の提出前であっても、畜産振興課に報告のうえ、当該家保及び当該振興局の判断で初動防疫作業準備に着手することができる。
- ② 当該振興局は、当該家保と連携し、初動防疫計画書に基づき防疫作業支援者（V の 1 の①参照）を確保するとともに、防疫作業支援者名簿（振興局、家保）を作成し、畜産振興課へ提出する。また、集会場などの各作業場の設置を行う。
- ③ 畜産振興課は、初動防疫計画書の作成に当たって、当該家保及び当該振興局と協議を行うこととし、提出された初動防疫計画書を、速やかに農林水産企画課、生活環境企画課及び防災危機管理課（自衛隊の派遣要請がある場合）へ配布する。



### 【留意事項】初動防疫計画について

初動防疫計画の立案に当たっては、以下の点に留意する。

- (1) 患畜又は疑似患畜は、当該農場内で、原則として病性等の判定後 24 時間以内に殺処分を完了できるよう日程を調整する。
- (2) 患畜又は疑似患畜の死体については、原則として、病性等の判定により患畜又は疑似患畜と判定した後 72 時間以内に発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）において埋却する。

※ 24 時間及び 72 時間以内という一定の基準については、防疫作業に特段の支障が生じない環境下において、肥育牛飼養農場で 150 ～ 300 頭、肥育豚飼養農場で 1,000 ～ 2,000 頭の飼養規模を想定している。様々な農場の飼養規模、畜舎の構造、悪天候等の状況により、要する時間が異なることを踏まえ、的確なま



ん延防止措置、防疫作業従事者の安全と健康状態等を十分に確保しつつ、現実に即した初動防疫計画書を作成する。

(3) 動員者の確保準備

① 防疫作業従事者名簿の作成

ア 農林水産企画課は、地域農業振興課と連携し、畜産振興課と協議の上、初動防疫計画書（速報）に基づき、防疫作業従事者人数を各所属へ伝え、防疫作業従事者の確保を要請するとともに、名簿の作成を行う。

イ 初動防疫計画書が提出された後、農林水産企画課は、計画に基づき、県庁内各課室及び他の振興局に対し、選定された防疫作業従事者の集会場への派遣を要請する。その際、服装や着替え等の持ち物についても指示する。

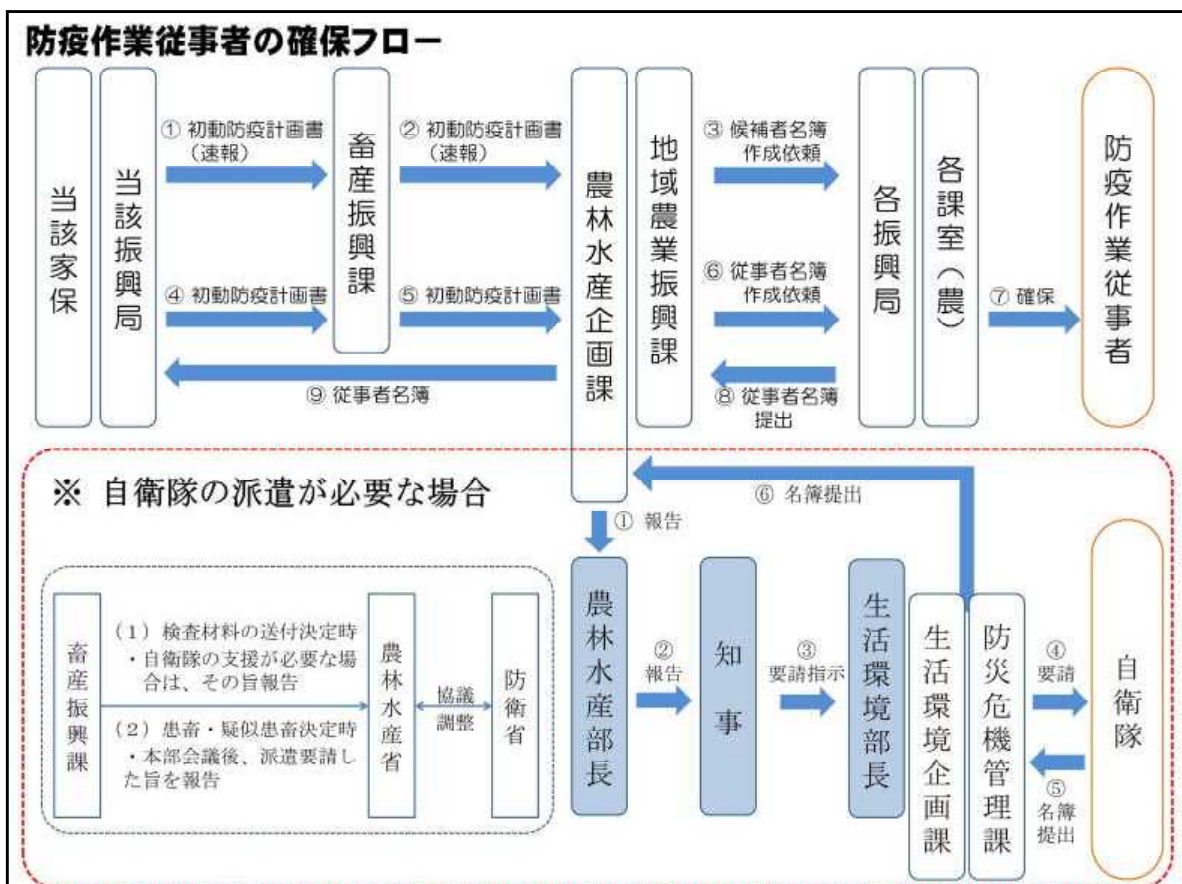
② 自衛隊の派遣要請

ア 初動防疫計画書が提出された後、自衛隊の派遣を必要とする場合、県防疫対策部長はその旨を県総合対策本部長に報告し、本部長は自衛隊に災害派遣を要請する。

イ 防災危機管理課は、計画に基づき、自衛隊と協議の上、派遣自衛隊員名簿を作成し、農林水産企画課へ送付する。

③ 名簿の送付

農林水産企画課は、防疫作業従事者名簿、自衛隊の派遣がある場合は自衛隊員名簿を当該振興局へ送付する。



### 【留意事項】防疫作業従事者の選定について

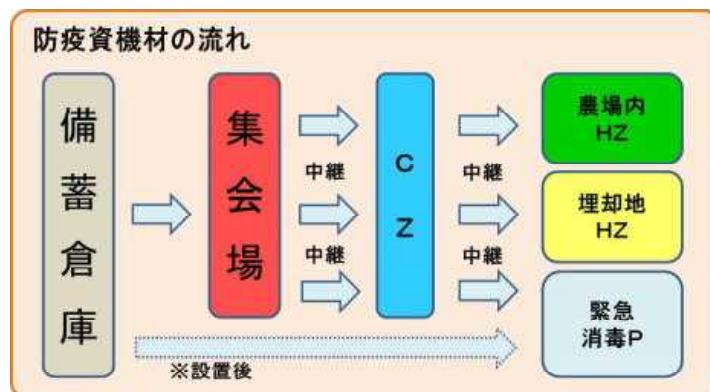
畜舎内で作業する防疫作業従事者は、原則として、当該家保及び当該振興局以外の県職員、市町村職員及び畜産関係団体職員等で編成することとし、防疫作業従事者の選定は、以下に該当しない職員とする。

- ① 高血圧、心疾患、糖尿病、免疫疾患、腰痛（ぎっくり腰）等により医療機関で治療中の職員
- ② 発熱・頭痛・めまい・食欲不振等の体調不良の職員
- ③ 職務上又は自宅において家畜を飼養している職員

### （４）必要資機材調達準備

#### ① 防疫資機材

- ア 各家保は、備蓄している防疫資機材の搬出準備を行う。
- イ 畜産振興課は、初動防疫計画書の資機材リストを基に各家保と防疫資機材の搬出について調整し、各家保ごとの防疫資機材リスト（以下「家保別リスト」という。）を作成するとともに、農林水産企画課へ報告する。
- ウ 農林水産企画課は、新規就業・経営体支援課へ家保別リストを送るとともに、各家保の防疫資機材を指定場所（（１）で決定した集会場）へ運搬するよう指示する。
- エ 新規就業・経営体支援課は、各家保に備蓄してある防疫資機材の輸送車両の手配を行うとともに、畜産振興課と随時連絡調整を行う。
- オ 各振興局及び農林水産研究指導センター等は、地域農業振興課の指示により、速やかに指定された家保の防疫資機材の搬出（車両等への積込み）のための人員を派遣する。



#### ② 一般資材

当該振興局は、一般資材を確保し、（１）で決定した各作業場への配送を行う。（一般資材には、動員者に対する飲料、弁当等を含む。）

③ リース機材

ア 畜産振興課は、初動防疫計画書（速報）に基づき、当該家保及び当該振興局と協議の上、当該農場の規模等から必要なリース機材（テント、発電機、夜間照明器具、仮設トイレ等）、輸送用トラック等をリストアップし、農林水産企画課へ調達及び指定場所への輸送について要請する。

また、畜産振興課は、初動防疫計画書が提出された後、初動防疫計画書の資機材リストに基づき、追加のリース機材等の数量を算出し、農林水産企画課へ調達及び指定場所への輸送について要請する。

イ 農林水産企画課は、新規就業・経営体支援課へリース資機材の調達及び指定場所への輸送について指示する。

ウ 新規就業・経営体支援課は、指示を受け、リース業協会及びトラック協会等へ資機材及び輸送用トラック等を手配するとともに、随時連絡調整を行う。

④ 重機・機材等

当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、処分畜等の運搬、埋却作業に必要な重機、機材、オペレーターについて建設業協会等へ手配する。なお、現地で手配できない重機、機材、オペレーターについては、畜産振興課へ手配を要請する。

⑤ 防疫作業従事者等の輸送用バス

当該振興局は、必要に応じ防疫作業従事者等の輸送用バスについて市町村又はバス会社等へ手配する。

⑥ 防疫資機材及びリース機材等の手配状況の報告

農林水産企画課は、各家保から搬入される防疫資機材、リース業協会等から搬入されるリース機材、トラック協会の輸送用トラック等の手配状況を当該振興局へ報告する。

(5) 集会場及びクリーンゾーンの設営

① 当該家保及び当該振興局は、初動防疫計画書に基づき、防疫作業支援者を確保し、指定された時間に集会場へ派遣する。

② 当該振興局は、防疫作業支援者の名簿を集会場と当該家保に送付するとともに、防疫資機材等の手配状況を報告する。

③ 防疫作業支援者は、各作業場到着後、集会場及びクリーンゾーンの総括の指示の下、輸送されたリース資機材及び防疫資機材等を受け入れ、各作業場所の設営を行う。

5 遺伝子検査陽性判定時に備えた準備に関する報告

畜産振興課は、動衛研が行う遺伝子検査の結果が出る前に、速やかに次の措置を講じ、その内容について農水省に報告する。特に、他機関と調整を要する国や他都道府県等からの人員や資材の支援に関する事項については、直ちに報告する。

(1) 当該農場における畜舎等の配置の把握

- (2) 周辺農場における家畜の飼養状況の整理
- (3) 家畜のと殺等の防疫措置に必要な人員及び資材の確保（国、他の都道府県等からの人員及び資材の支援の要否を含む。）
- (4) 患畜又は疑似患畜の死体の埋却地又は焼却施設等の確保（農水省の保有する大型防疫資材の利用の要否を含む）。
- (5) 消毒ポイントの設置場所の検討
- (6) 当該農場の所在する市町村、九州・沖縄・山口の8県及び関係機関への連絡

## 6 病性等の判定

病性等の判定は、次により農水省が行う。

- (1) 病変部位の写真、疫学情報及び動衛研が行う遺伝子検査の結果又はⅡの4の経過観察の結果に基づき、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ、判定する。ただし、移動制限区域内で飼養されている家畜又は疫学関連家畜について、病変部位の写真から口蹄疫に特有の臨床症状を明確に確認できる場合は、専門家の意見も踏まえ、遺伝子検査の結果を待たずに、臨床症状及び疫学情報により、直ちに判定する。
- (2) (1) で陽性と判定されなかったものの、動衛研が行う血清抗体検査又はウイルス分離検査により陽性の結果が出た場合には、専門家の意見も踏まえ、改めて判定する。

## 7 患畜又は疑似患畜の決定

農水省は、6の病性の判定の結果等に基づき、次のいずれかに該当する家畜を患畜又は疑似患畜と判定する。当該判定結果については、判定後直ちに、農水省から畜産振興課へ通知される。

## 【留意事項】口蹄疫の患畜及び疑似患畜

### (1) 患畜

- ① ウイルス分離検査により、口蹄疫ウイルスが分離された家畜
- ② 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、遺伝子検査により口蹄疫ウイルスに特異的な遺伝子が検出された家畜
- ③ 口蹄疫に特有の臨床症状が明確であり、血清抗体検査により口蹄疫ウイルスに対する抗体が検出された家畜

### (2) 疑似患畜

- ① 患畜が確認された農場で飼養されている家畜（と畜場、家畜市場等で患畜が確認された場合は、当該確認時に当該と畜場、家畜市場等で当該患畜と同居している家畜及び当該患畜の出荷農場において飼養されている家畜）
- ② 移動制限区域内の農場又は疫学関連家畜を飼養する飼養農場において、口蹄疫に特有の臨床症状が明確である家畜及び当該家畜が確認された農場で飼養されている家畜
- ③ 患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と判定した日（発症した日が推定できる場合にあっては、その日。以下「病性等判定日」という。）から遡って7日目の日以降に、当該患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）が確認された農場（以下「発生農場」という。）で家畜の飼養管理に直接携わってきた者が、当該飼養管理を行って以降に直接の飼養管理を行った他の農場において飼養されている家畜
- ④ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜
- ⑤ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日以降に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）から採取された精液又は受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ⑥ 疫学調査の結果により、病性等判定日から遡って7日目の日より前に患畜又は疑似患畜（②に掲げる家畜に限る。）と接触したことが明らかとなった家畜であって、当該患畜又は疑似患畜の発症状況等からみて、患畜となるおそれがあると家畜防疫員が判断した家畜

## IV 患畜決定後の作業

### 1 関係者への連絡

- (1) 畜産振興課は、患畜又は疑似患畜の決定後、速やかに農林水産企画課及び各家保へ連絡するとともに、九州・沖縄・山口の8県及び畜産関係団体等へ患畜又は疑似患畜の所在地について連絡する。
- (2) 当該家保は、当該家畜飼養者へ患畜又は疑似患畜の決定について連絡する。
- (3) 農林水産企画課は、各振興局へ患畜又は疑似患畜の決定について連絡する。連絡を受けた振興局は、その旨を関係市町村等に連絡する。  
また、農林水産企画課は、県総合対策本部員に連絡し、県総合対策本部会議の開催準備を行う。

### 2 初動防疫作業開始

農林水産部長（県防疫対策部長）は、患畜決定後、速やかに当該振興局（現地対策本部）へ初動防疫計画書に基づき初動防疫作業の開始を指示する。

### 3 と殺指示

初動防疫開始の指示を受けた当該家保の家畜防疫員は、当該家畜飼養者に対し、患畜決定の旨を伝えるとともに、法第16条の規定に基づく「と殺指示書」（国指針別記様式6）を交付し、法第52条の3の規定により審査請求をすることができないこと、指示に違反した場合には処罰されること等について、遺漏なく説明する。

### 4 県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議の開催

農林水産企画課は、「大分県特定家畜伝染病総合対策本部」設置要領に基づき、幹事会メンバーを招集し、県総合対策本部・幹事会及び県総合対策本部会議を開催する。

### 5 報道機関への公表

農林水産企画課は、患畜又は疑似患畜が確認された場合、「口蹄疫の（疑似）患畜の確認について」（国指針別記様式5）により報道機関に公表する。なお、公表に当たっては、農水省と協議の上同時に行う。

- (1) 発生農場に関する情報を公表する場合は、当該農場の所在地までにとどめ、名称等

の公表は、差し控える。

- (2) 報道機関に対し、可能な限り、農場周辺及び内部防疫措置の様子を撮影した写真や動画を提供することにより、プライバシーの保護や発生農場に近づかないなど、まん延防止及び防疫作業の支障にならないよう協力を求める。

## 6 通行の制限又は遮断

- (1) 当該家保（家畜防疫員）は、発生農場への出入口を、原則として1か所に限定し、農場内の消毒を行う。また、その他の出入口については、門の閉鎖又は綱を張る等の方法により閉鎖する。
- (2) 畜産振興課は、農水省と協議の上、必要に応じ管轄の警察署、土木事務所及び関係市町村の協力を得て、法第15条の規定に基づき72時間以内の発生農場周辺の通行の制限又は遮断を行う。この場合において、通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒を行った上で、これを認めることとする。
- (3) 家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第5条の規定に基づき行う通行の制限又は遮断の手続、標示等の方法については事前に地域の住民に対し、その概要及び必要性を説明するように努め、事前に説明することが困難な場合には、実施後速やかに説明する。

## 7 制限区域の決定

- (1) 移動制限区域及び搬出制限区域（制限区域）の決定

畜産振興課は、農水省と協議し、法第32条の規定に基づき、制限区域を決定する。また、畜産振興課は、制限区域を管轄する家保及び市町村と連携し告示を行う。

ただし、農水省が判定する前であっても、口蹄疫である可能性が高いと認められる場合には、農水省と協議の上、当該判定結果を待たずに移動制限区域を設定することができる。

### 【留意事項】家畜市場又はと畜場で発生した場合の制限区域の設定

家畜市場又はと畜場に所在する家畜が患畜又は疑似患畜と判定された場合には、農水省と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該家畜市場又はと畜場を中心に、原則として半径1km以内の区域について、移動制限区域として設定する。
- ② 当該家畜の出荷元の農場を中心として、原則として、7の(1)と同様に、移動制限区域及び搬出制限区域を設定する。

(2) 制限区域内農家等への連絡及び周知

振興局及び家保は、関係機関等と連携し、以下のとおり制限区域内の家畜飼養農場に、制限区域の決定及び飼養家畜等の移動の制限について周知する。

ア 肉用牛飼養農家

振興局 → 市町村 → 家畜飼養農場

イ 乳用牛飼養農家

家保 → 酪農団体（県酪・下郷農協等） → 家畜飼養農場

ウ 豚飼養農家

家保 → 家畜飼養農場

エ 開業獣医師、家畜人工授精師

家保 → 開業獣医師、家畜人工授精師

オ その他の偶蹄類飼養者（ペット等）

振興局 → 市町村 → 偶蹄類飼養者

**【留意事項】 発生農場の周辺農場への情報提供**

- (1) 当該農場から半径 10km 以内の農場及びその他畜産振興課が必要と認める者に対して、患畜又は疑似患畜が確認された農場の詳細な所在地を情報共有する。
- (2) (1) により情報を提供する際又は事前に情報提供の方針を説明する際には、当該情報の提供を受ける者に対し、当該情報の提供が口蹄疫のまん延防止を目的として行われるものであることを周知し、当該情報をそれ以外の目的で使用したり、漏えいさせることのないよう必要な指導を行う。特に、情報が無秩序に拡散するおそれがあるため、当該情報をインターネット上に掲載することは厳に慎むよう指導する。

(3) 移動制限区域内の各関係者への指導

家保は、移動制限区域内において、次に掲げる者に対し、それぞれ次に定める事項について、(2) に準じて関係者への指導を行う。また、必要に応じ関係施設に立ち入り、その履行状況を監視する。

① 家畜の飼養者

ア 畜舎等への関係者以外の者の出入りを自粛させるとともに、関係者であっても入出場の回数を最小限にさせる。

イ 農場関係者等の入出場時の消毒を徹底する。

ウ 口蹄疫ウイルスに対する効果が高い消毒薬を使用することとし、具体的には、次により消毒を行う。

(ア) 畜舎の出入口、畜舎周辺及び衛生管理区域外縁部については、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。

(イ) 畜舎内については、炭酸ソーダ、消石灰、クエン酸等を用いて消毒する。

エ パドック（運動場）の利用を控えること、農場周辺に囲障を設置すること、放牧家畜の囲い込みを行うこと等により、家畜と鹿、いのしし等の野生動物との接



触を防止する。

② 獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等の畜産関係者

- ア 感染リスクの低い経路を選択する。
- イ 携行する器具及び薬品は最小限とする。
- ウ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底する。
- エ 消毒又は廃棄が容易な衣服、器具等を使用する。
- オ 車両の農場の衛生管理区域内への乗入れを自粛する。
- カ 移動経路を記録、保管する。

③ 飼料・生乳等の輸送業者

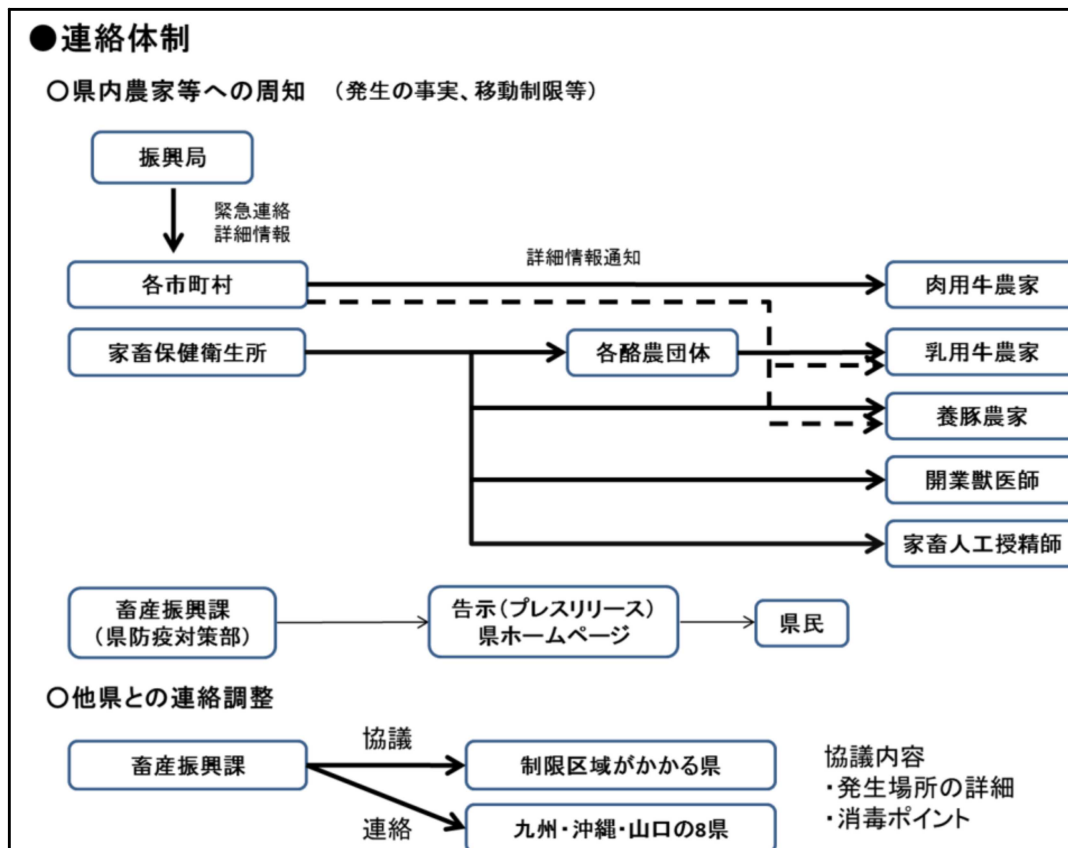
- ア 感染リスクの低い配送経路を選択する。
- イ 複数の農場を連続して配送又は集乳を行わない（VIの1の発生状況確認検査により陰性が確認された農場を除く）。
- ウ 配送又は集乳の度ごとに車両の消毒を徹底する。
- エ 消毒薬で濡らした布により生乳タンク排気口を被覆する。
- オ 配送経路を記録、保管する。

④ 死亡畜回収業者

- ア 感染リスクの低い経路を選択する。
- イ 車両の消毒を徹底する。
- ウ 原則として、農場出入口で受け渡しを行う。
- エ 配送経路を記録、保管する。

⑤ 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ア 車両の消毒を徹底する。



## 8 発生の原因究明

畜産振興課は、患畜又は疑似患畜であると判定したときは、農水省が行う発生農場における疫学情報に関する網羅的な調査に協力する家畜防疫員を指名し、以下の事項について調査する。

- ① 家畜の出入り
- ② 人（農場作業員、獣医師、家畜人工授精師、削蹄師等家畜に接触する者、地方公共団体職員等）及び車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等）の出入り
- ③ 飼料の給与状況（輸入飼料の利用有無等）
- ④ 関係者の海外渡航歴
- ⑤ 物品の移動
- ⑥ 野生動物における感染確認検査、気象条件等の疫学情報

## V 各現場での防疫作業

### 1 発生農場等に係る防疫作業従事者の流れ

#### (1) 動員者の考え方

##### ① 防疫作業支援者

ア 集会場、クリーンゾーン及び緊急消毒ポイントで作業を行う動員者を防疫作業支援者とする。

イ 防疫作業支援者は、主に集会場等の設営、運営及び撤収を行うとともに、発生農場敷地内（ホットゾーン）で作業する防疫作業従事者の受入れ等を行う。

##### ② 防疫作業従事者

ア 発生農場及び埋却地敷地内（ホットゾーン）で作業を行う動員者（自衛隊員を含む）を防疫作業従事者とする。

イ 防疫作業従事者は、ホットゾーンで、家畜の殺処分をはじめ処分畜の搬出、埋却、農場消毒等を行う。

#### (2) B-SAT の役割

B-SAT とは、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ及び豚コレラ等甚大な被害が想定される家畜伝染病が発生した場合、迅速かつ的確な初動防疫を実施する目的で組織したもので、農林水産部所属の獣医師（家保職員、農林水産研究指導センター畜産研究部職員等）及び畜産普及指導員等、防疫活動に関与する県関係機関の職員で構成される。県内での家畜伝染病発生時に、県防疫対策部長の指示により速やかに現地対策本部に派遣される。初動防疫作業準備の補佐及び防疫作業に係る各作業場（集会場、発生農場敷地外、発生農場敷地内、埋却地）において動員者の指導等を行う。

現地総合対策本部長の指揮の下、現地防疫対策部、現地防疫支援対策部と協力し、防疫作業のプランニングの補佐、集会場及びクリーンゾーンの総括の補佐、発生農場のホットゾーンを中心に動員者を指導し、早期に殺処分等初動防疫作業を完了させる。

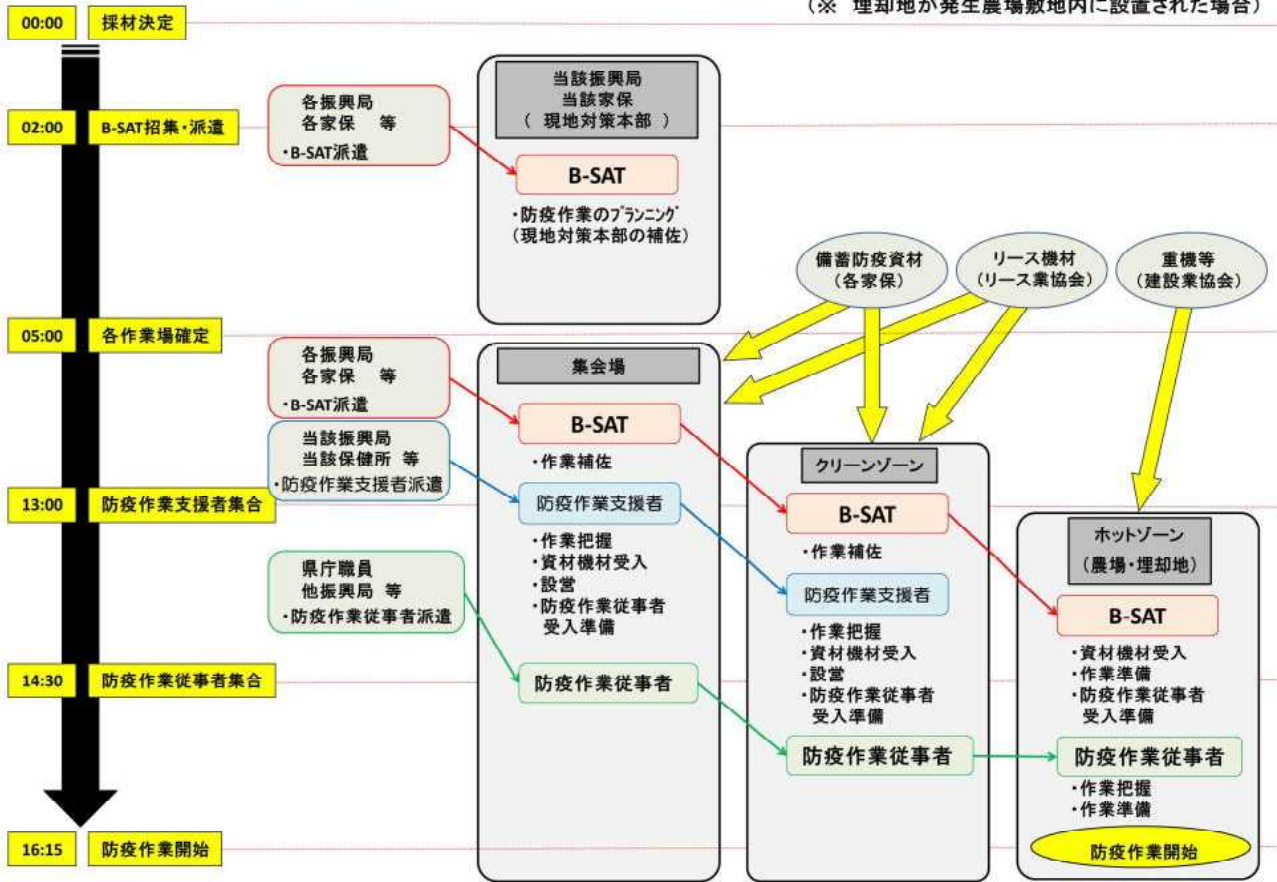
【B-SAT・防疫作業支援者・防疫作業従事者の1日の流れ】

B-SAT	防疫作業支援者		防疫作業従事者	
	集会場	クリーンゾーン 緊急消毒ポイント	ホットゾーン (農場)	ホットゾーン (埋却地)
現地本部へ集合				
防疫作業プランニング (現地本部の補佐)				
集会場に集合 適宜、各作業場へ移動	集会場に集合 作業内容説明			
	集会場の設営			
	資材・機材の受入	集会場に集合		(重機の受入)
	防疫作業支援者受付	受付		
(補佐)		作業内容説明		
		各作業場へ移動 作業内容説明		
			集会場に集合	集会場に集合
	防疫作業従事者受付	各作業場の設営 資機材の受入	受付	受付
	防護資材配布	防護服等着用 防疫作業従事者受入準備	防護資材受取	防護資材受取
作業等概略説明			作業内容説明	作業内容説明
(補佐)			クリーンゾーンへ移動	クリーンゾーンへ移動
		長靴配付 防護具装着補助	長靴受取 防護具装着	長靴受取 防護具装着
			発生農場へ入場	埋却地へ入場
具体的な作業説明			作業内容説明	作業内容説明
作業開始指示			作業開始	作業開始
(適宜休憩)			(適宜休憩)	(適宜休憩)
作業終了指示			作業終了	作業終了
作業場へ移動指示		防護具 脱衣補助	消毒・防護具 脱衣	消毒・防護具 脱衣
各作業場撤収指示	防疫作業従事者受入	撤収作業	集会場へ移動	集会場へ移動
	防疫作業従事者 受付	資機材の消毒	受付	受付
(補佐)	防疫作業支援者受入	集会場へ移動	解散	解散
	第一次動員者受付	受付		
	集会場の撤収	解散		
解散	解散			

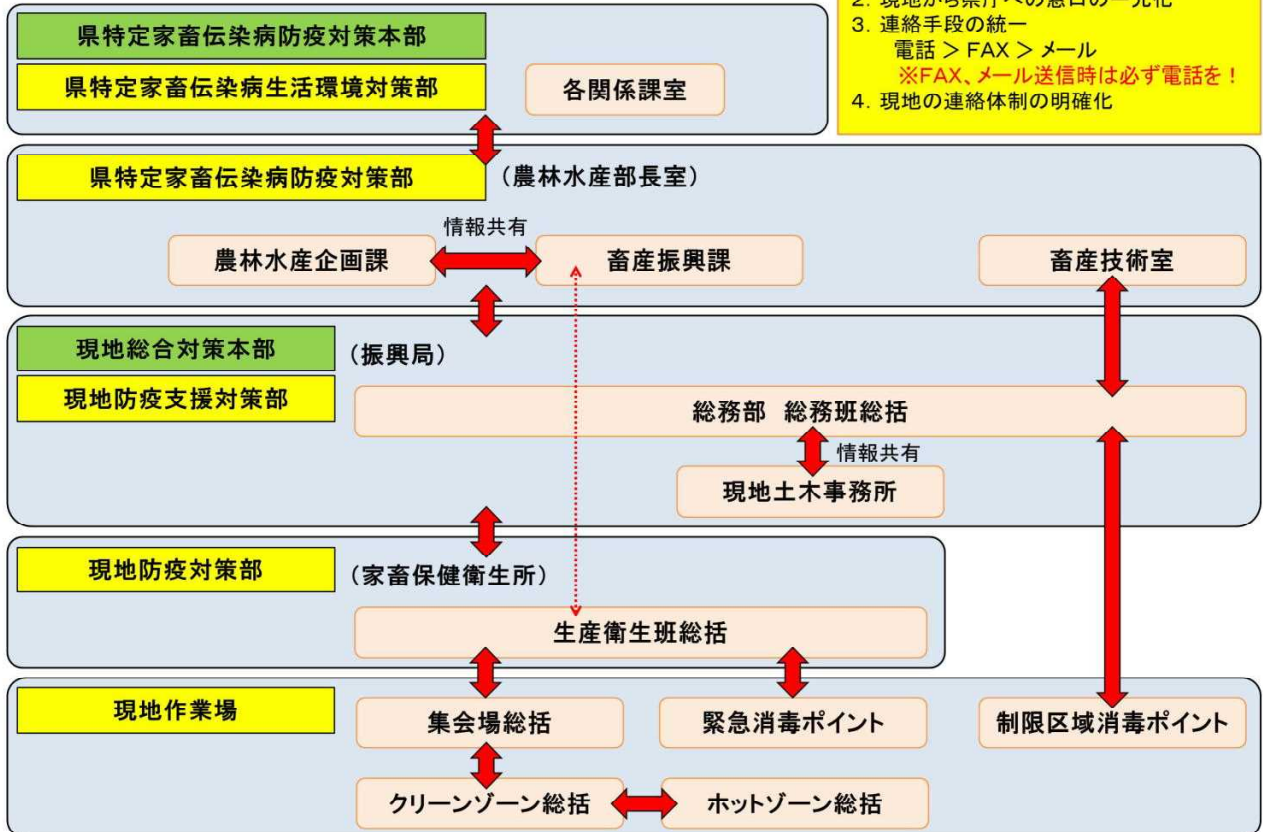
※ 作業時間については、作業内容等により変更有り

# ●B-SAT及び動員者（作業支援者・作業従事者）の動き

(※ 埋却地が発生農場敷地内に設置された場合)



## 連絡体制



1. 各総括の下に連絡担当(補助)を配置
2. 現地から県庁への窓口の一元化
3. 連絡手段の統一  
電話 > FAX > メール  
※FAX、メール送信時は必ず電話を!
4. 現地の連絡体制の明確化

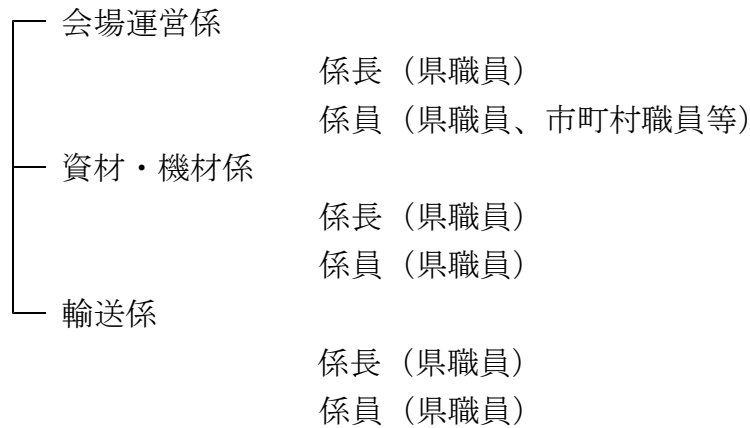


## 2 集会場内の作業

### (1) 組織体制

総括（家畜防疫員（獣医師））

副総括（県職員）、B-SAT



### (2) 事務分掌

#### ① 総括

ア 集会場内の調整

イ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整

#### ② 副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行

#### ③ B-SAT

ア 総括及び副総括の補佐

#### ④ 会場運営係

ア 集会場内の運営に係る管理調整

イ 動員者の受付及び誘導

ウ 集会場内の動線の確保

エ 動員者への防護服等の配布及び回収

オ 動員者からの預かり物の管理

カ 現地対策本部、クリーンゾーンとの連絡調整の補佐

#### ⑤ 資材・機材係

ア 資材・機材等の管理

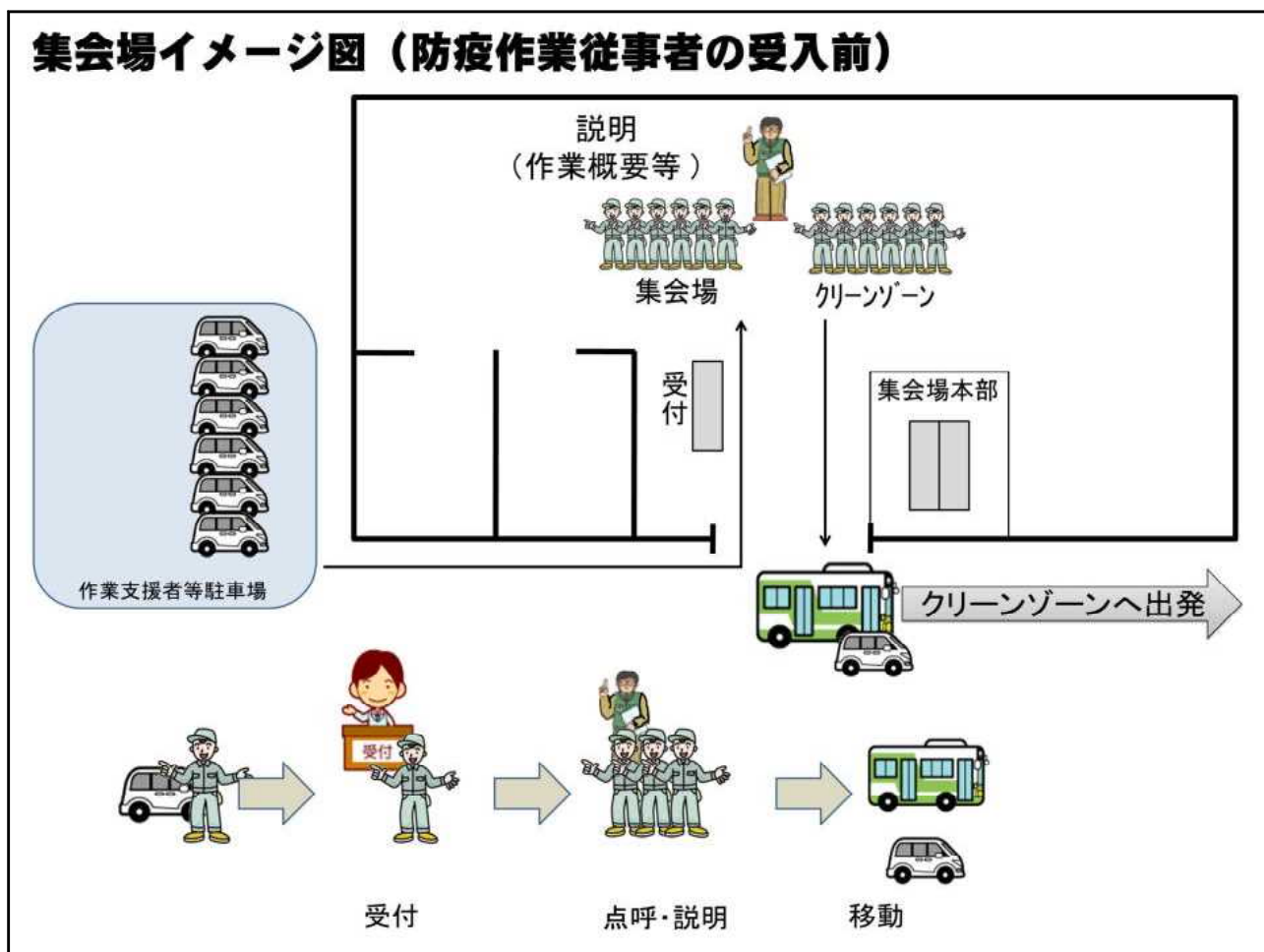
イ 不足資材・機材の調達

#### ⑥ 輸送係

ア 防疫作業従事者の各作業場への誘導

イ 資機材をクリーンゾーンへ輸送

## 集会場イメージ図（防疫作業従事者の受入前）



### (3) 集会場内の作業（防疫作業従事者の受入前）

#### ① 初動防疫計画書の受け取り

集会場の総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を現地対策本部から受け取る。

#### ② 集合・点呼

ア 防疫作業支援者は、指示のあった時刻及び場所に集合する。

イ 集会場の総括は、防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された防疫作業支援者の集合を確認する。

ウ 確認後は、クリーンゾーンの総括が支援者の移動を指示する。

#### ③ ビブス・腕章着用

集会場内作業支援者はオレンジ色のカラービブスを着用し、総括、副総括及び係長は腕章も着用する。

#### ④ 作業説明

集会場の総括は、作業内容を説明し、会場の設営、防疫作業従事者の受入準備を指示する。

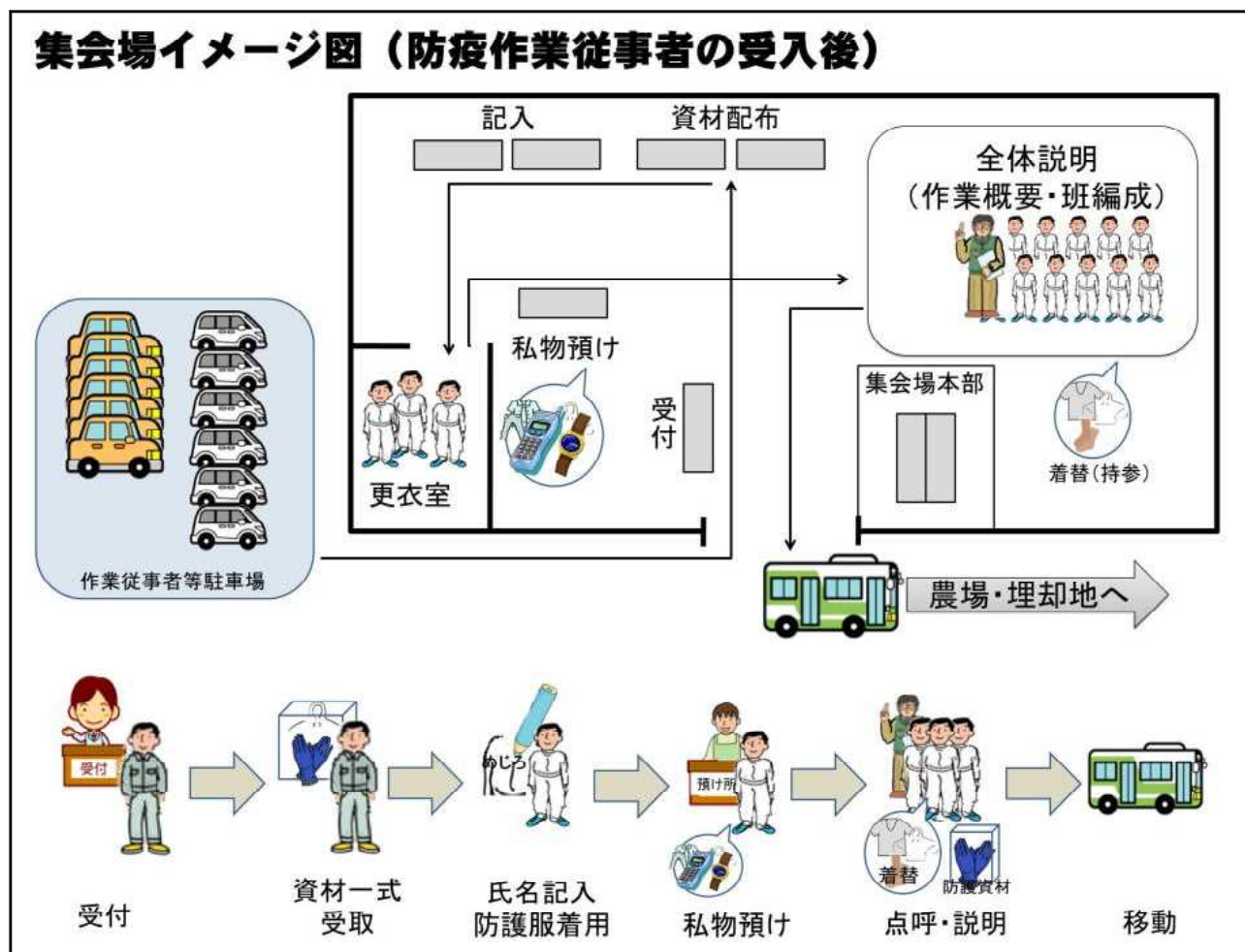
#### ⑤ 連絡体制及び名簿

会場運営係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。

#### ⑥ 会場設営

会場設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、机等を設置する。

## 集会場イメージ図（防疫作業従事者の受入後）



### (4) 集会場内の作業（防疫作業従事者の受入後）

#### ① 受付

会場運営係は、受付場所にて防疫作業従事者の受付を行い、防疫作業従事者に対し、体調不良等がある場合は、集会場の総括に申し出るよう指示する。

#### ② 防護服等の配布

会場運営係は、資材配布場所で防疫作業従事者に防護服セット、防護服（白）1枚、サンダル及びビニール袋1枚（私物入れ）を配布するとともに、防護服記入場所で防護服セットの防護服の胸及び背面にマジックで所属・氏名を大きな文字で記入するよう指示する。

また、記入後は廃棄しても良い作業服等の上から防護服を2枚着用し、クリーンゾーンまで持ち込む着替以外の貴重品及び携帯電話等を手荷物預かり所に預けるよう指示する。

#### ④ 防疫作業従事者に対する作業内容説明

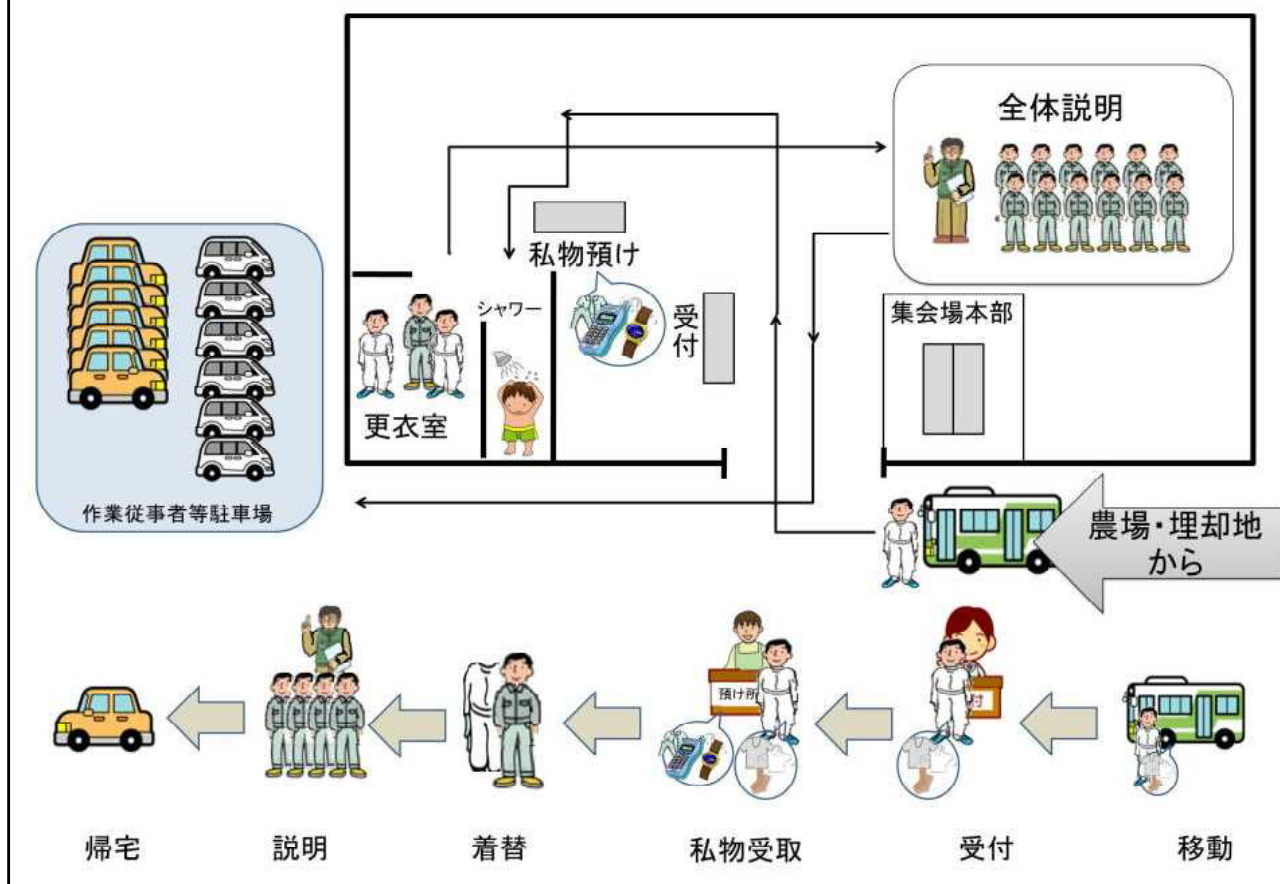
B-SATの担当者は、防疫作業従事者の班編成を行い、作業概要及び連絡事項等について説明する。

#### ⑤ 各作業場への移動指示

集会場の総括は、各防疫作業従事者等へサンダルを履き、集会場からクリーンゾーンまで移動するよう指示する。また、輸送係は、各作業場（バス乗車場）に防疫作業従事者を誘導する。



## 集会場イメージ図（防疫作業終了後）



### (5) 集会場内の作業（防疫作業終了後）

#### ① 防疫作業従事者等の受入準備

集会場の総括は、作業終了後の防疫作業従事者等の受入準備を指示する。

#### ② 受付

会場運営係は、受付場所で防疫作業従事者の受付を行う。

#### ③ 私物の返却及びシャワー

会場運営係は、防疫作業従事者へ私物を返却し、併せてシャワーを浴びるよう指示する。

#### ④ 終礼・解散

会場運営係は、防疫作業従事者へ、留意事項等について説明し、解散を指示する。

### 【留意事項】防疫作業従事者の作業後の注意点について

- (1) 解散後は速やかに帰宅し、入浴するとともに、着用していた衣服は洗濯する。
- (2) 防疫作業従事者は、原則として、作業後少なくとも7日間は発生農場以外の偶蹄類の動物に接触しないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を3日まで短縮できるものとする。

⑤ 初動防疫終了後の集会場の撤収

防疫作業が終了し、防疫作業従事者が解散した後、集会場の防疫作業支援者は、集会場総括の指示の下、集会場の撤収作業を行う。

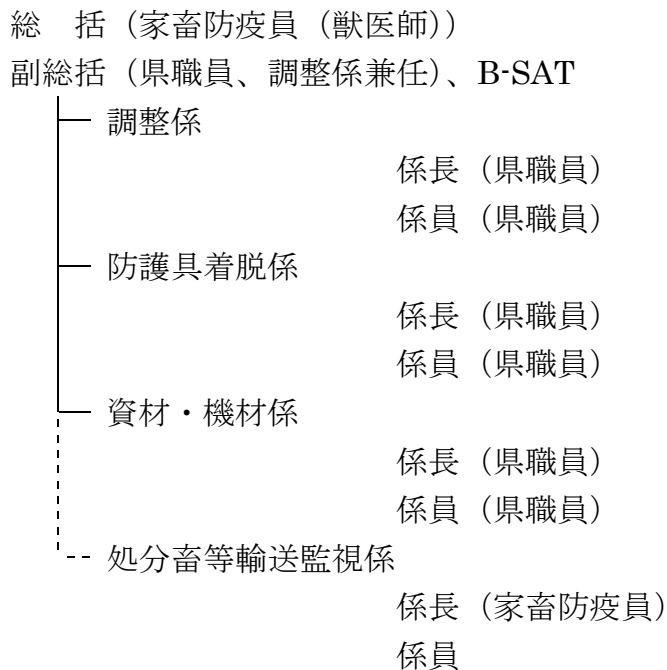
撤収作業終了後、集会場の総括は、集会場の防疫作業支援者へ留意事項等について説明し、解散を指示する。

(6) 現地防疫対策部への報告事項

集会場の総括は、集会場、クリーンゾーン、ホットゾーンの進捗状況を家保を經由して現地対策本部へ報告する。

### 3 クリーンゾーン内の作業

#### (1) 組織体制



#### 【留意事項】クリーンゾーンの組織体制等について

処分畜等輸送監視係は埋却地等が発生農場と離れた位置にある場合に設置する。

#### (2) 事務分掌

##### ① 総括

ア クリーンゾーン内の調整

イ 防疫作業従事者の受入れ人数・時期等について、集会場の総括との連絡調整

ウ 防疫作業従事者の休憩、交替の時期等について、ホットゾーンの総括との連絡調整

##### ② 副総括

ア 総括の補佐及び総括不在時の代行

##### ③ B-SAT

ア 総括及び副総括の補佐

##### ④ 調整係

ア 本作業場内の調整、集会場及びホットゾーンとの連絡調整

イ クリーンゾーンの動線確保

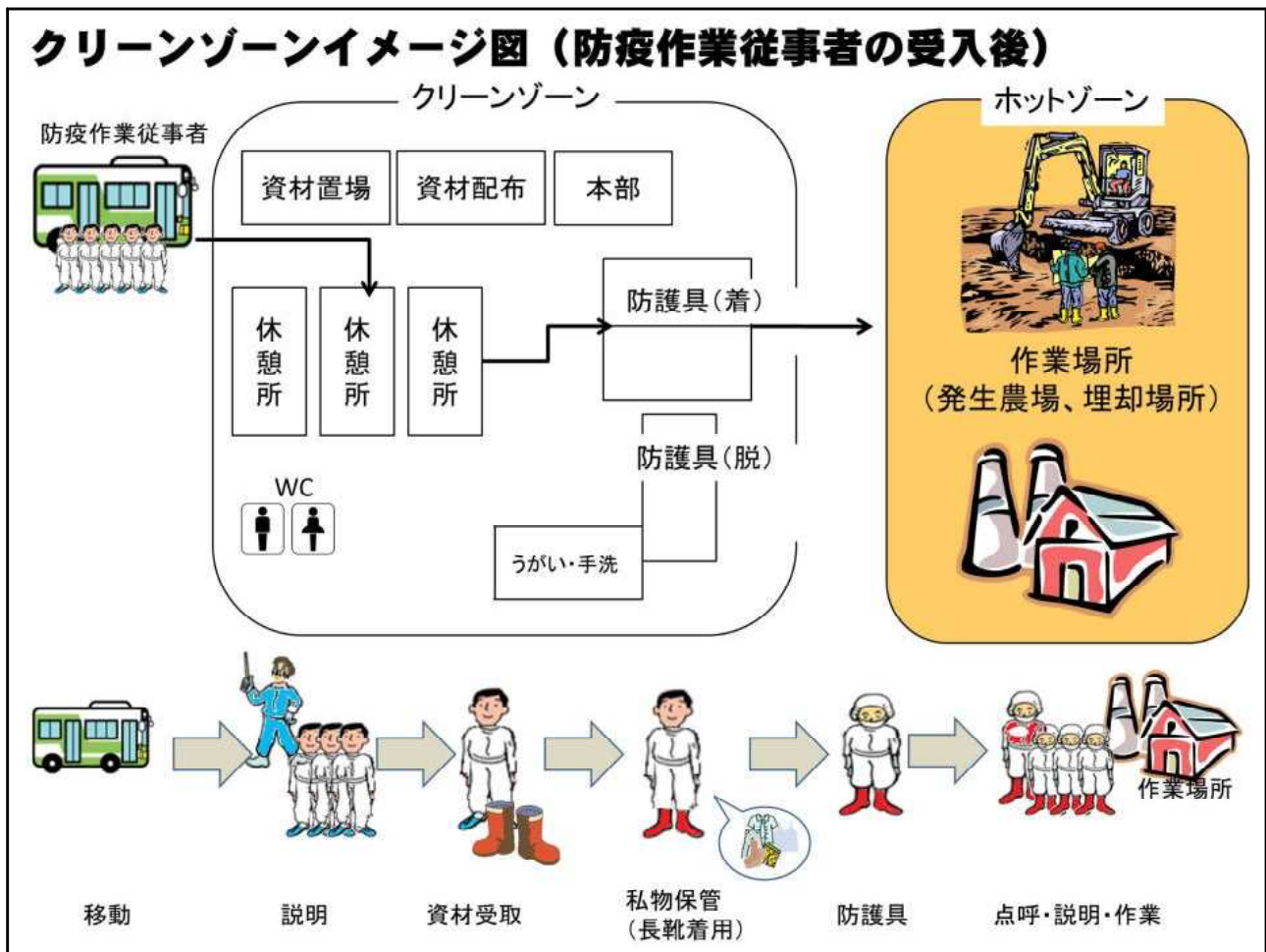
ウ ホットゾーンまでの動線確保及び危険箇所のチェック等の安全確保

エ 飲用及び消毒等に使用する水の確保

- ⑤ 資材・機材係
  - ア 資材・機材等の管理
  - イ 防疫作業従事者への資材の配布及び回収
- ⑥ 防護具着脱係
  - ア 防疫作業従事者への防護服等の着脱補助及び指導
  - イ 手指の消毒、洗顔及びうがい等の指導
  - ウ 感染性廃棄物の管理及び廃棄
- ⑦ 処分畜等輸送監視係
  - ア 埋却地等が発生農場から離れた位置に設定された場合、埋却地までの処分畜等運搬車両に随行し、病原体拡散防止措置に努める。

(3) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入前）

- ① 初動防疫計画書の受け取り
  - クリーンゾーンの総括は、初動防疫計画書、防疫作業支援者名簿及び防疫作業従事者名簿を集会場の総括から受け取る。
- ② 集合・点呼
  - クリーンゾーンの総括は、防疫作業支援者の点呼を行い、名簿に記載された支援者の集合を確認する。
- ③ 作業説明
  - ア クリーンゾーンの総括は、各係長を集め、具体的な作業内容とその進め方について確認する。
  - イ 各係長は係員の点呼後、各作業支援者に対し具体的な作業を指示し、作業場の設営及び防疫作業従事者の受入準備を行う。
- ④ 防護服及び腕章着用
  - クリーンゾーン内作業支援者は青の防護服を着用し、総括、副総括及び各係長は腕章を着用する。
- ⑤ 連絡体制及び名簿
  - 調整係は、連絡体制及び各責任者の名簿を会場の見やすい場所に掲示する。
- ⑥ 会場設営
  - 会場設営に当たっては、会場内での人の動線を考慮し、テント及び机等を設置する。



#### (4) クリーンゾーン内の作業（防疫作業従事者の受入後）

##### ① 防疫作業従事者の誘導

調整係は、防疫作業従事者がバス降車場に到着後、クリーンゾーンへ誘導する。

##### ② 防疫作業従事者に対する作業内容説明

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者にクリーンゾーン及びホットゾーンの作業概要及び作業スケジュールについて説明する。

##### ③ 資材配布

資材・機材係は、防疫作業従事者へ長靴等の防護具を配布する。

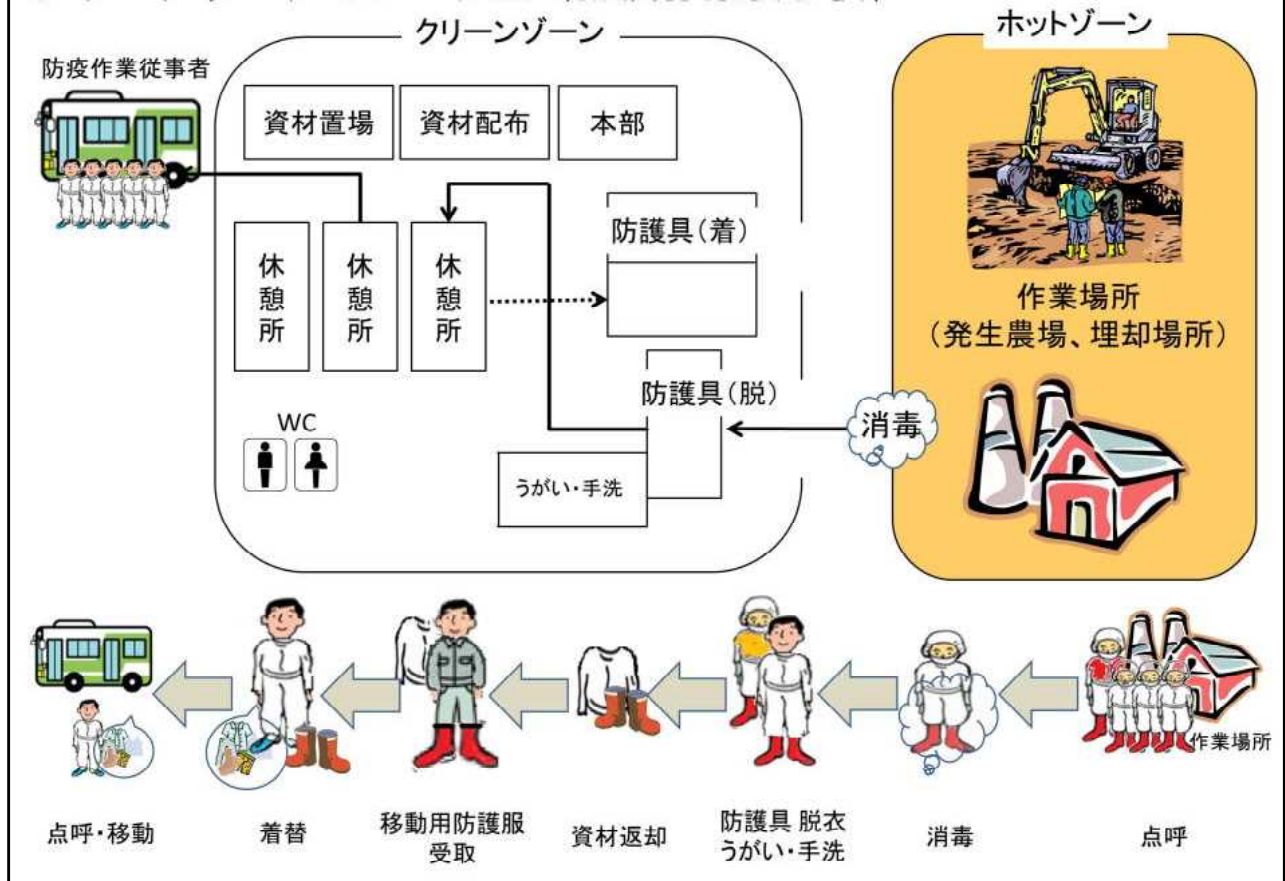
##### ④ 防護具の装着

防護具着脱係は、防疫作業従事者へ防護服等の装着補助及び指導を行う。

##### ⑤ ホットゾーンへの移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の防護具装着を確認後、ホットゾーンへ移動するよう指示し、B-SAT は、班ごとに防疫作業従事者を点呼後、ホットゾーンへ誘導する。

## クリーンゾーンイメージ図（防疫作業終了後）



### (5) クリーンゾーン内の作業（防疫作業終了後）

- ① 防疫作業従事者の受入準備  
クリーンゾーンの総括は、作業終了後の防疫作業従事者の受入準備を指示する。
- ② 防疫作業従事者の誘導  
調整係は、防疫作業従事者の靴底及び外装の消毒済みを確認後、クリーンゾーンへ誘導する。
- ③ 防護具の脱衣  
防護具着脱係は、防疫作業従事者の防護服等の脱衣の補助及び指導を行う。また、脱衣後、防疫作業従事者の手指の消毒、洗顔及びうがい等を指示する。
- ④ 防疫資材の回収  
資材・機材係は、農場内で着用したすべての着衣の交換と長靴からサンダルへの履き替えを指示し、脱衣後の防護具（マスク、手袋、長靴、防護服等）を回収し、廃棄又は消毒を行う。なお、農場内で着用していた着衣については、廃棄を原則とするが、防疫作業従事者が返却を希望する場合は、バケツ等に用意した口蹄疫ウイルスに有効な消毒液に十分浸漬した後、ビニール袋に入れて持ち帰ることができる。
- ⑤ 移動用防護服の配布  
資材・機材係は、防疫作業従事者に集会場へ移動用の防護服を配布し、着用を指示する。

⑥ 集会場へ移動指示

クリーンゾーンの総括は、防疫作業従事者の点呼後、集会場へ移動するよう指示する。また、調整係は、集会場（バス乗車場）まで防疫作業従事者を誘導する。

⑦ 初動防疫作業終了後の作業場の撤収

初動防疫作業が終了し、防疫作業従事者が移動した後、防疫作業支援者は、クリーンゾーンの総括の指示の下、クリーンゾーンの撤収作業を行う。

⑧ 防疫作業支援者の集会場への移動

防疫作業支援者は、撤収作業終了後、クリーンゾーンの総括の点呼を受け、集会場へ移動する。

(6) 現地対策本部への報告事項

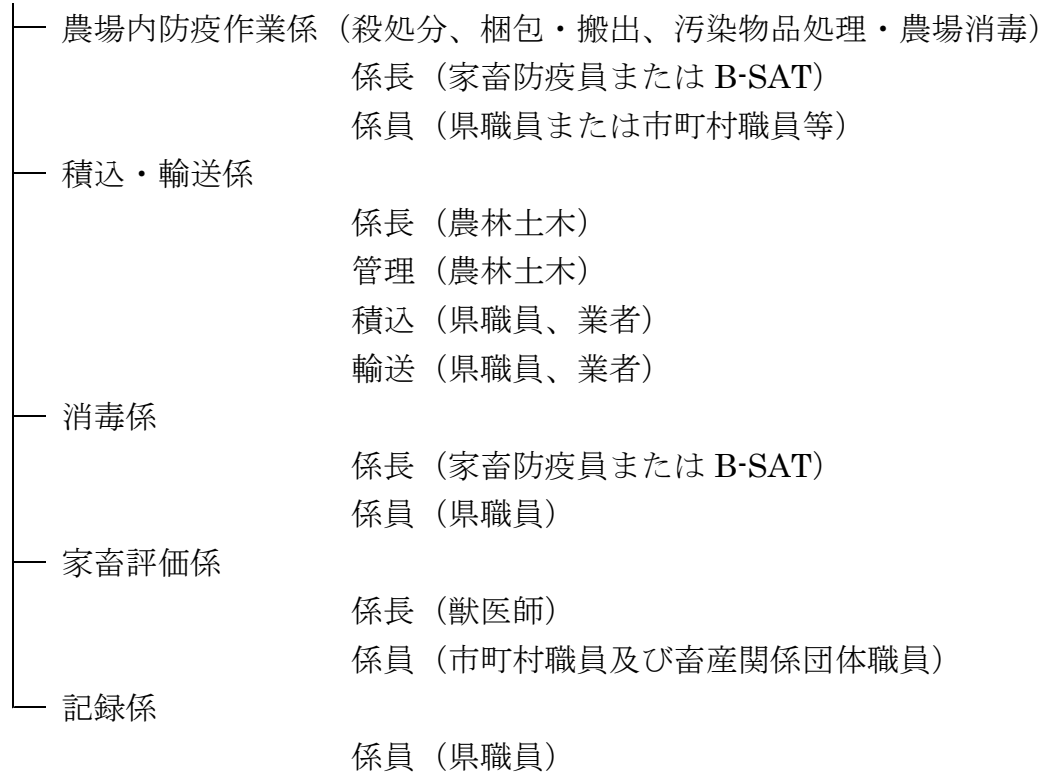
クリーンゾーンの総括は、農場内外の作業状況を把握し、その進行状況を集会場の総括に報告する。

## 4 ホットゾーン（発生農場）内の作業

### (1) 組織体制

総括（家畜防疫員（獣医師））

副総括（県職員）



### (2) 事務分掌

#### ① 総括

ア ホットゾーン内の調整

イ 防疫作業従事者の休憩、交替等の時期等について、クリーンゾーンの総括との連絡調整

ウ 処分畜及び汚染物品の埋却地への輸送等について、埋却地作業場の総括との連絡調整

#### ② 副総括

総括の補佐及び総括不在時の代行

#### ③ 農場内防疫作業係

係長は、各作業者に対し、以下の作業について指導・監督

ア 殺処分作業

家畜の保定、鎮静、殺処分

イ 梱包及び搬出作業

(ア) 処分畜、乾草、飼料等の数量確認

(イ) 処分畜等の梱包及び輸送用トラックへの積み込み補助

(ウ) 輸送用トラックの病原体拡散防止措置



- ウ 汚染物品処理及び農場消毒作業  
汚染物品の処理、農場内の消毒
- ④ 積込・輸送係
  - ア 処分畜及び梱包された汚染物品等の輸送用トラックへの積み込み
  - イ 処分畜及び梱包された汚染物品等の埋却地までの輸送
- ⑤ 消毒係
  - ア 農場出入り口での車両及び人の消毒
  - イ 動力噴霧器等の消毒設備の管理
  - ウ 消毒水の確保
- ⑥ 家畜評価係
  - ア 殺処分開始前の家畜等の評価
  - イ 処分後の個体確認
- ⑦ 記録係
  - ア 発症家畜の畜舎内等における位置（場所）や頭数等の情報の記録
  - イ 発症家畜の写真、画像の撮影等
  - ウ 防疫作業の写真撮影等

**【留意事項】ホットゾーン内の班編成等について**

- (1) 農場内防疫作業係の班数及び防疫作業従事者数は、現場の状況(畜舎数等)によって変わるため、クリーンゾーン及びホットゾーンの総括で調整する。
- (2) ホットゾーンの総括は、防疫作業従事者の労働衛生に常に注意し、労務災害の防止に努める。1回の作業従事時間は、休憩時間を含め概ね8時間を目安とし、作業の進捗状況等から作業従事者の増員あるいは交代が必要と判断した場合は、クリーンゾーンの総括に防疫作業従事者の追加動員を要請する。

(3) ホットゾーン（発生農場）内の作業

- ① 点呼及び作業内容説明  
ホットゾーンの総括は、各係長を集め、連絡体制及び具体的な作業内容とその進め方について、確認する。各係長は、防疫作業従事者の点呼後、各作業従事者に対し具体的な作業を指示する。
- ② ビブス及び腕章の着用  
総括、副総括及び各係長はレッドのカラービブスを、総括及び副総括は腕章も着用する。
- ③ 家畜の評価
  - ア 家畜評価係は、国指針「家畜の評価額の算定方法（別紙）」に従い、必要な資料等を収集する。
  - イ 家畜評価係は、殺処分に先立ち、家畜の評価額の算定の参考とするため、殺処分の対象となる個体ごと（多頭群飼育されている場合にあつては、群ごとの代表的な個体）について、当該家畜の体型・骨格が分かるように写真を撮影する。

#### ④ 殺処分

- ア 農場内防疫作業係は、畜舎ごと各班に分かれ各班長の指示に従い、家畜の保定、鎮静、殺処分、搬出を行う。
- イ 臨床症状が確認されている家畜の殺処分を優先して行う。また、複数の畜種について、殺処分を行う必要がある場合には、豚を優先する。
- ウ 殺処分は、必要に応じ鎮静剤等を使用し、電殺器、炭酸ガス、薬剤等を組み合わせて使用し、原則として畜舎内で実施する。
- なお、殺処分に当たって、薬液の注射、電殺器の使用及び検死については原則として獣医師が行うこととする。
- エ 畜舎外でと殺を行う場合には、次の措置を講ずる。
- ・外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。
  - ・家畜が逃走しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

#### ⑤ 埋却地への輸送

- ア ホットゾーン（発生農場）の総括は、処分畜等の埋却地への輸送に対し、ホットゾーン（埋却地）の総括と連絡調整を行う。
- イ 積込・輸送係は、ホットゾーン（発生農場）の総括の指示に従い、処分畜等を輸送用トラックに積み込むとともに埋却地まで輸送する。

#### ⑥ 汚染物品の処理、農場消毒、点呼

- 農場内防疫作業係は、処分畜を搬出後、畜舎内外に残った汚染物品を埋却するための搬出作業を行う。その後、畜舎内及び農場敷地内の消毒を行う。
- なお、ホットゾーン（発生農場）の総括は、農場消毒作業前後において防疫作業従事者の点呼を行う。

## ●殺処分の手順（牛）

- (ア) 牛を捕獲し搬出しやすい場所（重機の進入が可能な場所）へ移動させ、ロープ等で確実に保定する。
- (イ) 鎮静剤を筋注又は静注し、鎮静後、薬剤（約 100ml 程度）を静注する。
- (ウ) 死亡を確認後、ロープを外し、殺処分頭数及び個体識別番号等を正確に記録する。
- (エ) ブルーシート等を用い、処分畜等を輸送用トラックへ積み込む。

## ●殺処分の手順（豚）

### ガス殺

**（哺乳豚・離乳豚）目安体重：出生～ 30kg**

(ア) 捕獲

哺乳豚及び離乳豚を捕獲し、厚手のビニール袋を挿入したポリバケツへ投入する。その際、豚の大きさを考慮し、投入頭数を調整する。

(イ) ガス殺

スノーホーンをビニール袋の隙間から入れ、炭酸ガスを約 10 秒間注入する。ガス注入後、豚の行動静止が確認されるまで、密閉状態を維持（約 5 分程度）する。行動静止後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度ガスを注入する。

(ウ) 処分豚の運搬

処分豚を豚舎出入口まで運搬する。

**（肥育前期豚）目安体重：30kg ～ 60kg**

(ア) 殺処分場所

肥育前期豚をトラックの荷台に移動する。

(イ) ガス殺

荷台上部をシート等で密閉後、炭酸ガスを注入する。行動静止後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度ガスを注入する。

### 薬殺

**（肥育前期豚）目安体重：30kg ～ 60kg**

(ア) 殺処分場所

基本的に肥育前期の豚は、豚舎内の各豚房で殺処分を行う。

(イ) 追い込み

コンパネ等を用い、豚房内の一区画に豚を追い込む。

(ウ) 保定・薬殺

10ml 又は 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器で豚を保定後、18G 針またはカテラン針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を約 10 ～ 20ml 注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤注入を行う。

**(肥育後期豚) 目安体重：60kg～出荷**

**(繁殖豚・育成豚) 目安体重：120kg～250kg**

(ア) 殺処分場所

基本的に肥育後期の豚は、豚舎出入口付近の空きスペースを利用し殺処分場所を確保する。豚舎構造は農場毎に異なるため、最も効率的な場所を選択し対応する。

(イ) 麻酔

必要に応じ、鎮静剤約 5ml を筋肉内注射して沈静状態にする。

(ウ) と殺場所へ移動

鎮静効果（注射後約 10 分後）を確認後、殺処分場所へ移動させる。移動時には、必要に応じてコンパネ等を用い通路を作成する等、豚が逃亡しないよう十分に注意を払う。

(エ) 保定・薬殺

10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器で豚を保定後、21G 針を使用して耳静脈から薬剤を注入する。または、豚の大きさに応じて 18G 針及びカテラン針、ベニユーラ針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を約 20～60ml 注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤を注入する。

**(種雄豚) 目安体重：250kg～300kg**

(ア) 殺処分場所

基本的に種雄豚は、豚舎内の豚房で殺処分を行うが、搬出作業を考慮し、豚舎出入口付近の豚房へ移動する等、最も効率的な場所を選択する。

(イ) 麻酔

鎮静剤約 10ml を筋肉内注射して沈静状態にする。

(ウ) 殺処分場所へ移動

殺処分場所へ移動する場合は、鎮静効果（注射後約 10 分後）を確認後に行う。移動時には、必要に応じてコンパネ等を用い通路を作成する等、豚が逃走しないよう十分に注意を払う。

(エ) 保定・薬殺

10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。保定器を 2 つ使い、2 人で保定する。必要に応じ、コンパネ等を用い豚房の柵に押しつける等、作業の安全を十分確保する。保定後、21G 針を使用して耳静脈から薬剤を約 20～60ml 注入する。または、カテラン針及びベニユーラ針を使用して頸静脈若しくは心臓に薬剤を注射する。豚が転倒後、検死を行い、生存が確認された豚については、再度薬剤を注入する。

## 電殺

※ 作業効率等から、電殺器による電殺は、他の殺処分の補助的方法として用いる。

(肥育後期豚、繁殖豚・育成豚、種雄豚) 目安体重：60kg～

肥育後期豚及び繁殖豚・育成豚、種雄豚の殺処分において、薬殺が困難な場合は、電殺器を用いて行う。また、電殺器を使用する場合は、電殺場所（柵の中）の作業者は豚へ通電する1人のみとし、感電等の事故防止に努める。

(ア) 殺処分準備

電殺器の電源を確保し、豚へ通電する者とスイッチを操作する者で十分な確認を行う。

(イ) 電殺

豚の頭部を左右から挟み、約10秒間通電し気絶させる。その後、豚の胸部（心臓部分）を同様にはさみ、死亡するまで通電（約30秒間～数分間）する。検死を行い、生存が確認された豚については、再度胸部（心臓部分）へ通電する。

## 電殺と薬殺の併用

(肥育後期豚、繁殖豚・育成豚、種雄豚) 目安体重：60kg～

(ア) 殺処分準備

電殺器の電源を確保し、豚へ通電する者とスイッチを操作する者で十分な確認を行う。併せて、10ml または 20ml シリンジに薬剤を準備する。

(イ) 電殺・薬殺

豚の頭部を左右から挟み、約10秒間通電し気絶させる。気絶を確認後、B に準じて薬殺を行う。

## 共通作業

(ア) 記録係は、死亡確認後、母豚、種雄豚、肥育豚、子豚等に区分して頭数を正確に記録する。

(イ) ブルーシート等を用い、処分畜等の輸送用トラックへ積込む。

## 豚殺処分方法の比較

参考：2010年宮崎県発生事例

項目	薬殺	電殺	ガス殺	
難易度	高 注射に慣れた獣医師が必要	中 獣医師以外でも可能	低 獣医師でなくても可能	
作業の安全性	中	低	高	
精神的ストレス	低	高	中	
作業効率性	哺乳・離乳	○	△	◎
	肥育前期	○	△	○
	肥育後期	○	△	△
	繁殖豚	○	△	△
	種雄豚	○	△	×

## ●汚染物品の処理・消毒手順

- (ア) 搬出作業は、必要に応じショベルローダー等の重機やフレコンバッグ等の資材を使用する。
- (イ) 畜舎内の敷料及び飼料等はゴミ袋やフレコンバック等に詰め埋却場所へ運搬する。
- (ウ) 家畜管理用器具類は、金属製用具等を除きフレコンバッグ等に詰め埋却場所へ運搬する。
- (エ) 畜舎内の清掃は、上部から下部へ、農場の奥から出口に向かって行い、ブラシ、スコップ等を用い、消毒効果を低減させる糞尿や塵埃等は隅々まで除去する。家畜舎周囲についても同様に清掃を行う。
- (オ) 清掃終了後、畜舎内、外周ともに動力噴霧器を用いて、清掃作業と同様に農場の奥から出口に向かって消毒し、更に消石灰を散布する。
- なお、消毒に当たっては、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0以下）又はアルカリ（pH9.0以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰等を用いて行う。
- (カ) 使用後の重機、機材及び廃棄物等は、十分に消毒し搬出する。

### 【留意事項】汚染物品の処理（法第23条：汚染物品の焼却等の義務）

- (1) 発生農場等に由来する次の物品は、汚染物品として、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が近接しない場所に限る。）において埋却する。埋却による処理が困難な場合には、農水省と協議の上、焼却による処理、化製処理又は消毒を行う。
- ① 生乳、精液、受精卵等の生産物（ただし、精液及び受精卵にあつては、病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。）
  - ② 排せつ物
  - ③ 敷料
  - ④ 飼料
  - ⑤ その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品
- (2) やむを得ず汚染物品を農場から移動させる必要がある場合には、農水省と協議の上、次の措置を講ずる。化製処理後の産物の移動についても、当該産物の状態に応じて、次の措置に準じた措置を講ずる。
- ① 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を載積した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
  - ② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - ③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - ④ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。

- ⑤ 移動時には、法第 32 条第 1 項（家畜等の移動の制限）の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ⑦ 移動経過を記録し、保管する。
- (3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の処置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。
- ① 運搬車両から汚染物品投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - ② 汚染物品置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ③ 汚染物品の焼却又は化製処理工程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から汚染物品投入場所までの経路を消毒する。

### 【留意事項】汚染物品の処理の完了について

汚染物品の処理は、以下の時点で農水省と協議の上、完了したとみなすことができる。

- (1) 焼却のため汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内の全ての汚染物品を密閉容器に入れ終えた時点。
- (2) 家畜排せつ物、敷料、飼料等について、消毒による処理を行う場合、病原体の拡散防止に万全を期し、消毒を開始するための封じ込め措置が完了した時点。
- (3) スラリー、尿、汚水及び生乳については、クエン酸等の添加により pH が 5 に低下したことが確認されるなど、「口蹄疫ウイルスに汚染された家畜排泄物等の処理に関する防疫作業マニュアル」（平成 24 年 8 月 10 日付け 24 消安第 2402 号 農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に準じた処理が確認された時点。

また、家畜防疫員等が農場内の飼料、排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了していることを確認するまでの間、農場内の飼料、排せつ物等の移動を禁止すること。ただし、家畜防疫員の指示の下、輸送中の散逸防止の徹底等を図った上で、不活化に必要な処理のために農場外に移動する場合は、この限りでない。

### 【留意事項】口蹄疫に汚染されたおそれのある家畜排せつ物等の処理について

（平成 24 年 8 月 10 日付け、24 消安第 2402 号 農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知より）

#### (1) 固形の家畜排せつ物

作業・運搬中のウイルスの飛散リスクを軽減するために、シートで被覆するなどの飛散防止措置を施した上で農場内で一定期間（疑似患畜が確認された農場については最低 42 日間、ワクチン接種家畜農場については最低 7 日間）経過させること。切り返し、たい肥センターへの運搬等はその後に行い、中心温度が 55℃以上になるようにたい肥化処理を行うこと。

なお、たい肥センター等へ運搬する場合には、密閉型コンテナの利用、シート等による荷台の被覆により、飼料、家畜排せつ物等の漏えいがないようにすること。

## (2) スラリー

可能な場合は固液分離を行い、固体については(1)により処理を行い、液体については(3)により処理すること。

固液分離を行わない場合には、pH 値が 5 以下になるよう、クエン酸を攪拌しながら添加すること。ただし、大量の石灰が投入されること等により、既に pH 値が相当程度高くなっている場合には、水酸化ナトリウム粒の投入等により pH 値を 11 以上に上昇させることにより処理することを認めるものとする。(この場合、ナトリウムの添加については農作物の種類によっては施肥に適さなくなるとともに、多量の石灰の混入はスラリーを固化させるおそれがあることに留意する必要がある。)

開放型の施設で曝気する場合はシートで被覆するなど適切な飛散防止措置を行うこと。

## (3) 汚水

浄化処理を行う場合は、放流前に塩酸等で pH 値を 5 以下に一度下げ、その後水酸化ナトリウム等で中和し pH 値を 5.8 ~ 8.6 の間に戻すこと等により消毒してから放流すること。なお、開放型の施設の場合、シートで被覆するなど適切に飛散防止措置を行うこと。汚泥については(1)により処理すること。

浄化処理を行わず、ほ場散布を行う場合には、(2)により処理すること。

## (4) 飼料

原則として、畜舎内に置かれている飼料は、家畜排せつ物等と混合し(1)により発酵消毒するか、焼却又は埋却すること。

### ① 飼料庫等畜舎以外の場所に置かれている飼料(粗飼料)

外気と直接接触している露出部分に 0.4%クエン酸を散布すること。その際は、露出している表面積 1 m<sup>2</sup>※あたり 250ml をむらのないよう散布し、試験紙により表面の pH 値が 5 以下となっていることを確認すること。この際、石灰、アルカリ製剤等との中和反応や水濡れによる腐敗に注意すること。

※ 円筒型 240kg の乾草ロールであれば、通常直径 120cm、高さ 120cm 程度。

したがって、上・底面の円形部は各約 1.1m<sup>2</sup>、側面部は 4.7m<sup>2</sup>。積み上げられている場合は、目視で概ね露出している部分の割合から必要面積を概算する(例えば、ロール 4 本を床面に 2 × 2 列に並べている場合には、各ロールの底面全てと、側面の 1/4 が露出していないので、表面積は (1.1m<sup>2</sup> × 4) + (4.7m<sup>2</sup> × 3 / 4 × 4) 計算 18.5m<sup>2</sup>)

### ② 飼料庫等畜舎以外の場所に置かれている飼料(サイレージ)

密封後 2 ~ 3 週間が経過すれば、通常は pH 値が 4.2 以下に低下することから、露出している表面部分を除去し、さらに外面を消毒すること。また、ラップサイレージ等の未開封の密閉済サイレージについては、破損がないことを確認の上、外面を消毒すること。



③ 飼料庫等畜舎以外の場所に置かれている飼料（濃厚飼料）

密封されている場合は、外面を消毒すること（この際、水濡れによる腐敗に注意すること）。また、畜舎から閉鎖的に隔離されている状態の濃厚飼料は、外面（サイロの外側等）を消毒すること。

(5) 敷料

畜舎内に置かれていた敷料については、原則として、家畜排せつ物等と混合し（1）により発酵消毒するか、石灰と混合の上焼却又は埋却すること。畜舎以外の場所に置かれている敷料については、露出している部分に石灰を散布すること。

**【留意事項】 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できない場合の死体の処理**

(1) 農場内又は農場周辺に埋却地を確保できず、やむを得ず、埋却のため死体を農場から移動させる必要がある場合には、農水省と協議の上、次の措置を講ずる。

- ① 当該死体を十分に消毒する。
- ② 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- ③ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ④ 原則として、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- ⑤ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 死体を処理する場所まで家畜防疫員等が同行する。
- ⑦ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑧ 移動経過を記録し、保管する。

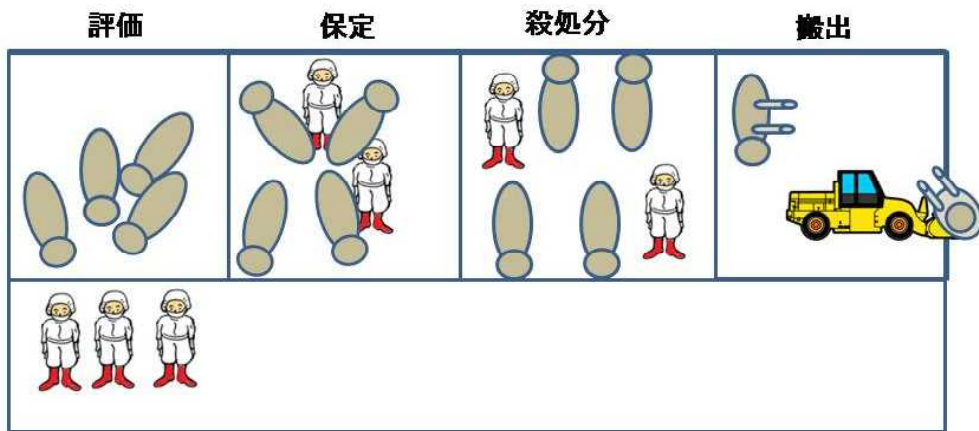
(2) 埋却による処理が困難な場合には、農水省と協議の上、焼却又は化製処理を行う（化製処理を行った患畜の死体は、最終的に必ず焼却又は埋却する）。

焼却又は化製処理を行うための死体の移動に当たっては（1）の措置を講ずるとともに、化製処理後の産物の移動に当たっては当該産物の状態に応じて、（1）に準じた措置を講ずる。なお、化製処理を行った上での埋却は、原則として、発生農場等又はその周辺（人家、水源、河川及び道路に近接しない場所であって、日常、人及び家畜が接近しない場所に限る。）に埋却する。

(3) 焼却又は化製処理をする場合は、次の措置を講ずる。なお、化製処理を行った上で焼却する場合には、当該産物の状態に応じて次の措置を講ずる。

- ① 運搬車両から死体投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ② 死体置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ③ 死体の焼却又は化製処理行程への投入完了後直ちに、焼却施設等の出入口から死体投入場所までの経路を消毒する。
- ④ 焼却又は化製処理が完了し、設備及び資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員等が立ち会う。

# 農場内作業模式図

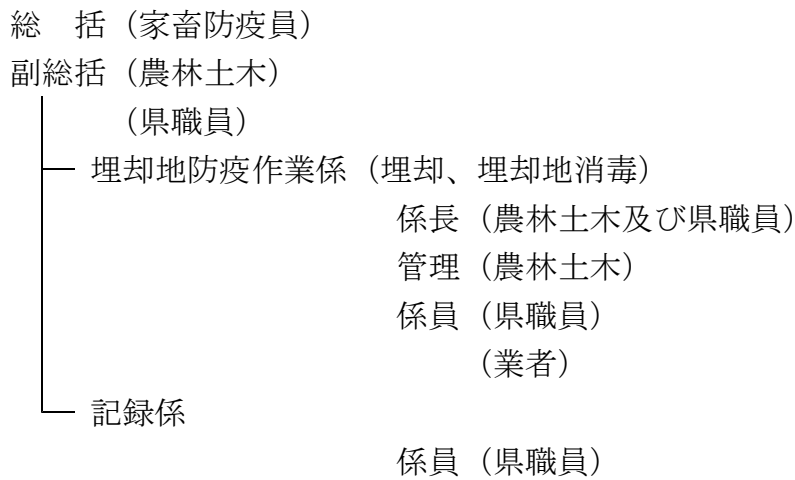


## 農場消毒



## 5 ホットゾーン（埋却地）内の作業

### （1）組織体制



### （2）事務分掌

- ① 総括
  - ア 作業場内の調整
  - イ クリーンゾーン及び埋却地敷地内作業場との連絡調整
- ② 副総括
  - ア 総括の補佐及び総括不在時の代行
- ③ 埋却地防疫作業係
  - ア 埋却溝の掘削、死体等の投入及び埋戻しの作業並びに埋却作業終了後の消毒
- ④ 記録係
  - ア 防疫作業の写真、画像の撮影

#### 【留意事項】埋却地での作業について

総括は作業従事者の労働衛生に常に注意し、労務災害の防止を図る。1回の作業従事時間は休憩時間を含め、概ね8時間を目安とし、作業の進捗状況等から作業従事者の増員あるいは交代が必要と判断した場合は、防疫作業従事者の追加動員を要請する。

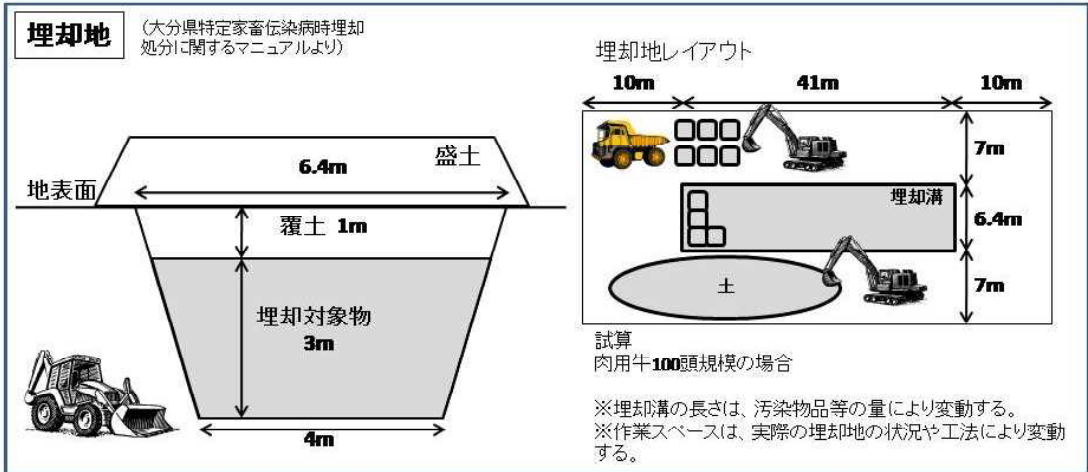
### （3）埋却地の防疫作業の流れ

埋却作業については、「大分県特定家畜伝染病時 埋却処分に関するマニュアル」により実施する。

### （4）報告事項

埋却地の総括は、作業の進行に応じ、クリーンゾーンの総括へ進捗状況等について報告する。

# 埋却試算・施工（例）



埋却対象物(肉用牛100頭の例)

対象	量	埋却容積	掘削延長	作業面積
死体	100頭・50t	100m <sup>3</sup>	7m	—
汚染物品	250t	500m <sup>3</sup>	34m	—
合計	300t	600m <sup>3</sup>	41m	約1,200m <sup>2</sup>

埋却対象物(豚一貫経営母豚100頭の例)

対象	量	埋却容積	掘削延長	作業面積
死体	1,000頭110t	220m <sup>3</sup>	15m	—
汚染物品	250t	500m <sup>3</sup>	34m	—
合計	360t	600m <sup>3</sup>	49m	約1,400m <sup>2</sup>

**【埋却に当たっての留意事項】**

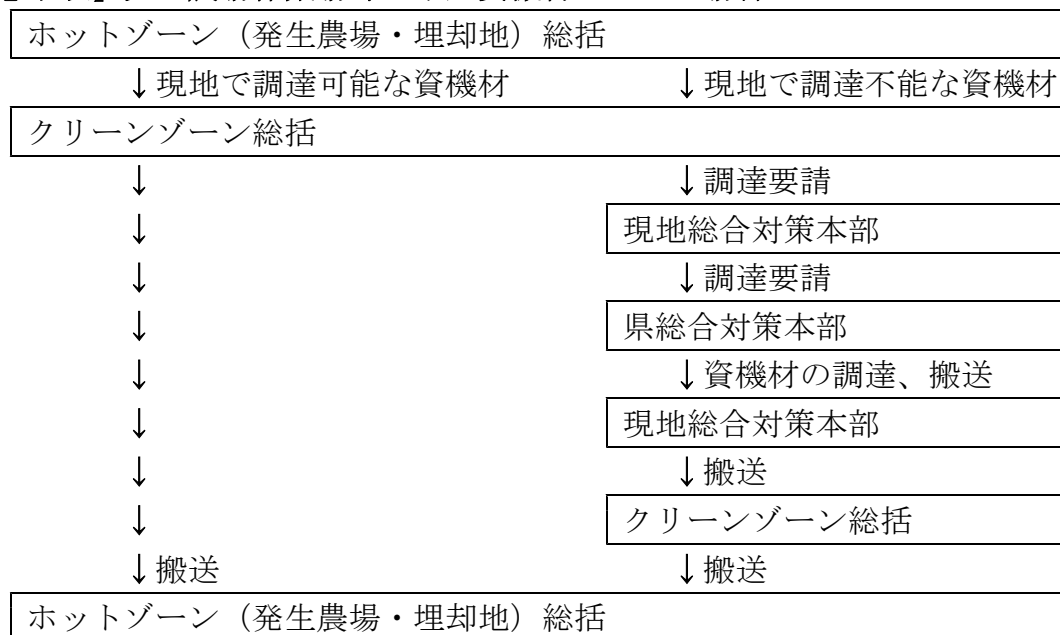
- ・埋却予定地の確保(隣接する私有地が基本)
- ・死体を移動する場合、国と協議が必要
- ・近隣住民の同意が必要
- ・埋却後の地下水の調査



埋却地 (H23.2.2 HPAI 発生に伴う埋却作業)



**【留意事項】 発生農場作業場等で不足資機材が生じた場合について**



**【留意事項】 埋却地が発生農場から離れた場所にある場合の対応について**

- (1) 埋却地が発生農場から離れた場所にある場合、発生農場のクリーンゾーンと同様に埋却地のクリーンゾーンを設営、運営する。
- (2) クリーンゾーンの処分畜等輸送監視係は、処分畜等輸送用トラックに同行する。
- (3) 処分畜等の輸送に係る連絡体制  
ホットゾーン（農場）⇔クリーンゾーン（農場）⇔クリーンゾーン（埋却地）  
⇔ホットゾーン（埋却地）  
ア クリーンゾーンの総括は、処分家畜等輸送用トラックが埋却地へ出発する際に随時報告する。  
イ 埋却地の総括は、発生農場からの処分家畜輸送用トラックが到着した際に随時報告する。

**【留意事項】 と畜場等における口蹄疫発生時の防疫措置について**

と畜場、家畜市場等において異常家畜が口蹄疫の患畜又は疑似患畜と判定された場合、当該と畜場、家畜市場等において、Ⅴに準じた防疫措置を講じる。

なお、と畜場での発生の場合は、と畜施設（係留施設、病畜と殺施設）におけると殺についても検討する。

また、Ⅴに準じると畜場における消毒については、生活環境部と協力して実施する（原則として、農林水産部はと畜場内の生きた家畜が扱われる場所を、生活環境部はそれ以外のと畜場内を中心とし、両部局が連携して消毒を実施する。）

なお、と畜場の消毒については、糞尿等が十分に除去されるよう洗浄した上で、1回以上実施することとするが、制限区域の設定後 21 日間はと畜場を再開することができない。

## 6 ホットゾーン内の負傷者に対する対応について

### (1) 連絡体制

- ① 殺処分や埋却等の防疫作業中に負傷者が発生した場合、ホットゾーンの総括は、事故の状況や負傷の程度、担架搬送の要否等について、クリーンゾーンの総括に連絡する。
- ② クリーンゾーンの総括は、負傷者の発生を集会場の総括に報告するとともに、資材・機材係に負傷者の搬送等を指示する。

### (2) 負傷者等の処置

#### ① 救急要請が必要な場合

⇒ (ホットゾーン → 病院)

ア ホットゾーンの副総括が、直ちに専用携帯電話から 119 番通報し救急要請する。また、救急隊からの状態確認等のための電話に備え、常に携帯電話がつながる状態にしておくとともに、その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く。

イ クリーンゾーンの総括は、資材・機材係に指示し、救急隊員を農場出入口（衛生管理区域外）まで誘導する。その際には、救急隊員は、口蹄疫ウイルスまん延防止のため、防護服、ゴーグル、マスク、長靴を着用する。

ウ ホットゾーンの総括は、防疫作業従事者に指示し、農場の出入口（衛生管理区域内）で待機させ、救急車（救急車の乗り入れが困難な場合は救急隊員）を負傷者の場所へ誘導する。

エ 救急隊の到着後は、その指示に従い、負傷者を搬送する。

オ ホットゾーンの総括は、救急隊員に対し、負傷者の診察について、通常に対応が可能で特別な感染対策は必要ないこと、診療時は、口蹄疫ウイルスのまん延防止のため、ガウン、マスク、グローブを使用し、使用後は感染性廃棄物として廃棄するよう伝える。

カ 救急隊員は、救急車に乗車する際、防護服等を脱ぎ、靴底の消毒を行う。

キ 救急車がホットゾーンから出る際は、農場の出入口で車両消毒を行う。

#### ② 救急要請が不要な場合

⇒ (ホットゾーン → クリーンゾーン → 集会場 → 病院又は自宅)

ア ホットゾーンの総括は、負傷者に対し、クリーンゾーンへ戻るよう指示し、必要に応じて介助者を付ける。介助は、農場の出入口（衛生管理区域内）までとする。

イ クリーンゾーンの総括は、負傷者の受入れの準備を指示するとともに、必要に応じて資材・機材係等を農場の出入口（衛生管理区域外）に向かわせ、負傷者等をクリーンゾーンに搬送する。

ウ 負傷者等の受入れ後は、Vの3の(5)の②から⑤に準じて、靴底や外装の消毒、防護服の脱衣等を行う。

- エ クリーンゾーンの総括は、負傷者等の状況を見ながら、集会場へ移動させる。  
また、調整係は移動に必要な車等を手配する。
- オ 集会場の総括は、負傷者等を受け入れるとともに、振興局へ負傷者等の状態を報告する。
- カ 負傷者等は体調の良否を自身で判断し、受診か帰宅をする。



## 7 消毒ポイントに係る作業

### (1) 制限区域に係る消毒ポイントの設置について

#### ① 消毒ポイントの選定及び決定

畜産技術室（酪農・飼料班）は、土木建築部、県警察本部、家保、振興局、土木事務所及び市町村と連携し、以下の事項を考慮の上、各消毒ポイント設置場所の候補地を選定する。なお、最終的な設置場所については、県総合対策本部が決定する。

ア 設置場所は、国指針に基づき各制限区域（移動・搬出）付近の幹線道路沿いに設置すること。

イ 大型車両の誘導、停車可能スペースが確保できること。

ウ 設置場所の地権者の同意を得られること。

エ 深夜の作業による騒音等、周辺住民の理解と同意を得られること。

オ 消毒薬の散逸による周辺環境への影響を考慮すること。

カ 水・資材の確保が容易なこと。

#### ② 設置に係る手続き

土木事務所は、警察署等の協力の下、消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。

#### ③ 業務委託契約

畜産技術室（酪農・飼料班）は、ペストコントロール協会等へ協定に基づき消毒ポイントの運営を要請するとともに業務委託契約を締結する。

#### ④ 資機材の搬送、設置

ア 農林水産研究指導センター（豊後大野市）は、地域農業振興課の指示により、豊後大野家保に備蓄する消毒ポイント資材等を速やかに運搬する。

イ 振興局（現地防疫作業支援チーム）は、必要に応じて土木事務所と協力し、畜産技術室（酪農・飼料班）の指示の下、各消毒ポイントへ必要な資機材（動力噴霧器、タンク、消毒液等）を運搬し、前述の消毒ポイント資機材を設置し、作業場の設営を行う。

#### ⑤ 消毒ポイントの運営

消毒ポイントは、ペストコントロール協会が運営するが、消毒ポイント設置後、当該協会が到着するまでの間は、振興局（防疫対策支援チーム）が運営する。

#### ⑥ 消毒ポイントの管理

振興局は、ペストコントロール協会が運営する消毒ポイントの状況を把握し、不足資材（様式、消毒薬等）の補充を行うとともに、車両消毒台数の集計値を畜産技術室（酪農・飼料班）へ報告する。

### (2) 緊急消毒ポイント

#### ① 緊急消毒ポイントの選定及び決定

家保は、B-SAT と協力し、発生農場周辺（当該農場から概ね半径 1km の範囲内。発生農場出入口を含む。）で、まん延防止を図る上で有効な場所に緊急消毒ポイント

トを設置し、すみやかに消毒を開始する。

② 設置に係る手続き

土木事務所は、警察署等の協力の下、緊急消毒ポイントの設置場所について、道路の占用許可及び使用許可に係る手続きを行う。

③ 管理運営について

ア 緊急消毒ポイントの設置に必要な資材は集会場に搬入後、各緊急消毒ポイントへ輸送する。

イ 設置後の管理は、振興局が家保と連携し、連絡調整や不足資材の調達等を行う。

ウ 運営については、B-SAT と県職員で行うが、必要に応じて市町村等に移管する。

(3) 運送業者等への協力要請

畜産技術室（酪農・飼料班）は、事前に県酪、飼料会社、県運送業協会等に、消毒ポイントを経由して消毒を受けるよう協力を要請する。

(4) 対象とする車両

以下に示す畜産関係車両等を対象とする。

① 畜産関係車両

ア 家畜の生体等（加工処理体も含む）輸送車両

イ 家畜飼料輸送車両

ウ 家畜堆肥運搬車両 等

② その他の車両

ア 防疫資材等を各作業場へ運搬する車両

イ 病原体に汚染されている可能性のある車両 等

# 消毒ポイント

## ●消毒ポイントに係る手続き

1. 道路の占用許可
  - ・道路管理者との調整・手続き
  - 関係機関:国土交通省、市町村、道路課、道路保全整備室、土木事務所
2. 道路の使用許可
  - 県警本部、警察署



## ●消毒ポイントの設置、運営

1. 発生農場から半径1km以内における緊急消毒ポイントの設置、運営
  - (1)設置期間
    - ・患畜決定後から数日間、24時間体制で実施。
  - (2)動員者及び資機材の確保
    - ・B-SAT、県職員及び市町村職員等により実施
2. 各制限区域における消毒ポイントの設置、運営
  - (1)設置期間
    - ・患畜決定後(ペストコントロール協会等業務委託)から制限区域の解除までの期間
  - (2)動員者及び資機材の確保
    - ・ペストコントロール協会等にて実施
    - (機材は、受託機関が設置、防疫資材は県にて配備)

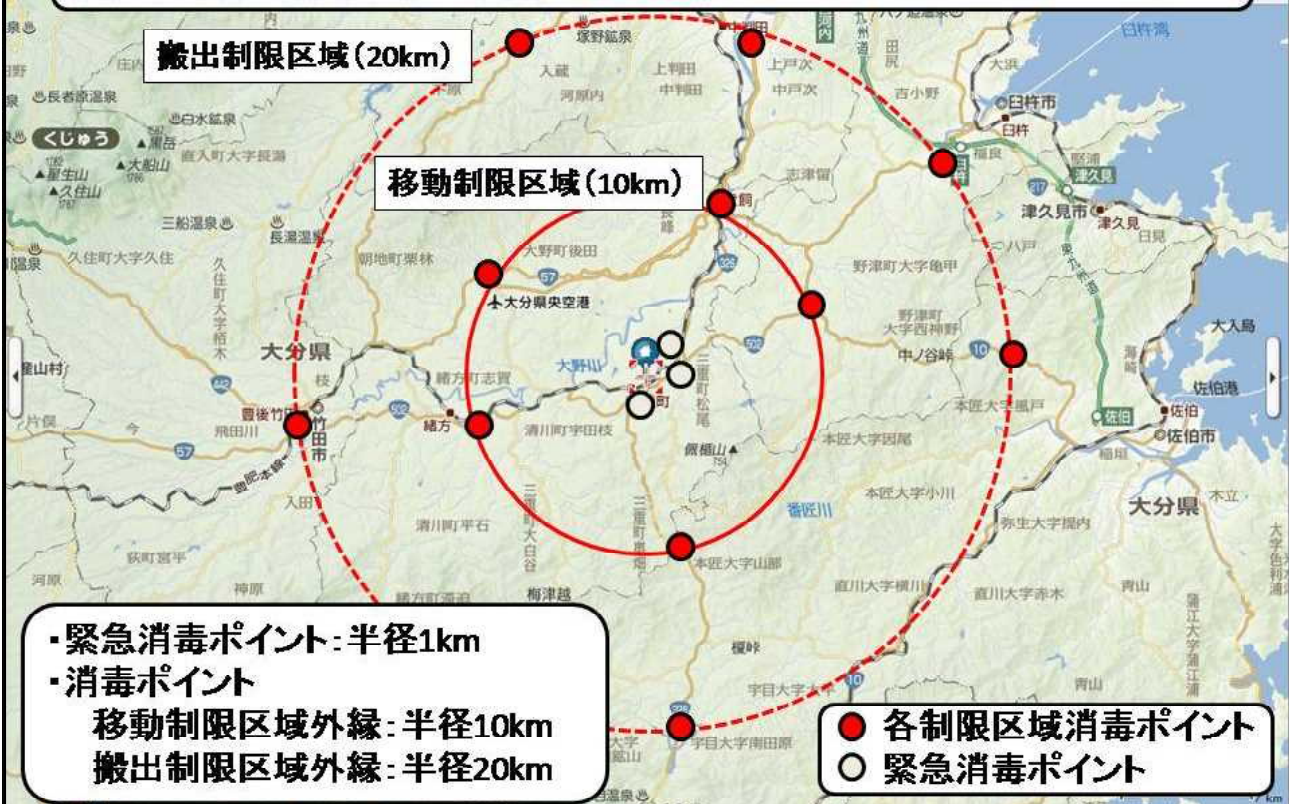
### 消毒ポイント作業員例

#### 緊急消毒ポイント3ヶ所、24時間体制の場合

- 【1か所当たり】
- 車両誘導・記録係 1名
  - 車両消毒係 1名
- 【必要人員数】
- 24時間3交代制とした場合  
2名 × 3交代 × 3ヶ所 = 18名 / 日

# 消毒ポイントの設置

患畜(疑似患畜)確認後、速やかに緊急消毒ポイントを設置し、その後、各制限区域外縁に消毒ポイントを設置していく。



## 8 疫学調査

### (1) 疫学調査の実施方法

当該家保は、Ⅱの6の(4)による疫学情報の収集、農場等における人、車両等の出入りの状況の確認等により、ウイルスに汚染されたおそれのある家畜(以下「疫学関連家畜」という。)を特定するための疫学調査を実施する。

### (2) 疫学関連家畜

(1)の調査の結果、次の①から④までに該当する家畜であることが明らかとなったものは、農水省と協議の上、疫学関連家畜と判断し、臨床検査を行う((1)又はⅥの1の発生状況確認検査で既に当該農場に立ち入り、異状のないことが確認されている場合を除く)とともに、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に血清抗体検査を行うための血液を採取し、動衛研に送付する。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家畜
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜(Ⅲの7の「留意事項(2)の②」に掲げる家畜に限る。)と接触した家畜
- ③ 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜又は疑似患畜(Ⅲの7の「留意事項(2)の②」に掲げる家畜に限る。)から採取された精液または受精卵を用いて人工授精又は受精卵移植を行った家畜
- ④ Ⅲの7の「留意事項(2)の④から⑥」に規定する疑似患畜が飼養されていた農場で飼養されている家畜

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物又は車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物又は車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、農水省と協議の上、当該農場に飼養されている家畜について、疫学関連家畜とする。

### (3) 疫学関連家畜飼養農場における移動制限措置

疫学関連家畜を飼養する農場においては、(2)で疫学関連家畜と判断されてから、患畜又は疑似患畜との接触後14日を経過した後に実施する血清抗体検査で陰性が確認されるまで、法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

また、当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

- ① 生きた家畜
- ② 生乳(臨床検査で異状が確認されず、遺伝子検査及び血清抗体検査で陰性が確認された疫学関連家畜の生乳を除く。)
- ③ 採取された精液及び受精卵(病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。)
- ④ 家畜の死体
- ⑤ 排せつ物等
- ⑥ 敷料、飼料及び家畜飼養器具

### 【留意事項】疫学調査に関する事項

- (1) 家畜、人、物及び車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問（当該訪問者の訪問後の行動歴を含む。）、その他口蹄疫ウイルスを伝播する可能性がある事項について幅広く調査を行う。
- (2) このため、畜産振興課は、畜産関連業者その他の関係者に対し、疫学調査時に速やかに情報が提供されるよう、日ごろから、複数の農場等に入出入りする人、車両及び物品に関する情報を整理するよう指導する。
- (3) 畜産振興課は、調査対象が他の都道府県にある場合には、農水省に連絡の上、当該都道府県畜産主務課に連絡する。また、他の都道府県から連絡を受けた場合は、発生都道府県と同様に調査を行う。
- (4) 農場等への立入検査及び報告徴求は、法第 51 条第 1 項及び第 52 条第 1 項の規定に基づき、実施する。

### 【留意事項】疫学関連家畜の検査における採材頭数

疫学関連家畜について、患畜又は疑似患畜との接触後 14 日を経過した後に行う血清抗体検査に係る採材頭数は、95 %の信頼度で 10 %の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

※畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

飼養頭数	採材頭数
1 ～ 15 頭	全頭
16 ～ 20 頭	16 頭
21 ～ 40 頭	21 頭
41 ～ 100 頭	25 頭
101 頭以上	30 頭

## 9 農場の消毒作業

と殺の終了後、患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等における消毒を、家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）第 30 条の基準に従い、1 週間間隔で 3 回以上実施する。

消毒は、口蹄疫ウイルスが酸（pH6.0 以下）又はアルカリ（pH9.0 以上）によって感染性を速やかに失うことを踏まえ、強いアルカリ性又は酸性を有する炭酸ソーダ、消石灰等を用いて行う。

## VI 制限区域内の周辺農場の検査

### 1 発生状況確認検査

#### (1) 電話調査

##### ① 調査対象農場

少なくとも移動制限区域内の家畜飼養農場

##### ② 調査開始時期

制限区域を管轄する家保は、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、直ちに、下記の家畜飼養農場を対象に、IVの7の(2)に準じて電話等により、異常家畜の有無を確認する。なお、当該確認は、移動制限区域が解除されるまでの間、随時行う。

##### ③ 調査及び指導内容

電話による聞き取り等により、異常家畜の有無を確認し、飼養衛生管理基準の遵守を指導する。

##### ④ 作業の流れ

ア 病性鑑定材料の動衛研への送付決定後、当該家保は畜産振興課と調整し、調査対象の農場リスト（農場名、住所、電話番号、経営形態、畜舎数、飼養頭数）を作成する。

イ 当該家保は、アの農場リストに基づき調査及び指導を行う。

ウ 家保は、調査結果を取りまとめ畜産振興課へ報告する。

#### (2) 立入検査 A

##### ① 検査対象農場

ア 少なくとも発生農場から半径 1km 以内の区域にある以下の農場

(ア) 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上飼養する農場

(イ) (1) の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場

イ 移動制限区域内の全ての大規模飼養農場

※検査対象となる大規模飼養農場

・月齢が満 24 か月以上の牛（乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあっては満 17 か月以上）及び水牛にあっては 200 頭以上

・月齢が満 4 か月以上満 24 か月未満の牛（乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあっては、満 4 か月以上満 17 か月未満）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては 3,000 頭以上

##### ② 検査開始時期

移動制限区域を管轄する家保は、当該市町村と連携し、患畜又は疑似患畜であると判定する旨の連絡を受けた後、原則として 24 時間以内に、上記の家畜飼養農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、動衛研に送付する検体（鼻腔スワブ及び血

液)を採材する。なお、当該検査は、原則として、同心円状に発生農場から近い順に行う。

### ③ 検査内容

臨床検査を行うとともに、遺伝子検査及び血清抗体検査を行うための検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材する。なお、採材頭数は、95%の信頼度で10%の感染を摘発することができる数として、以下のとおりとする。

飼養頭数	採材頭数
1～15頭	全頭
16～20頭	16頭
21～40頭	21頭
41～100頭	25頭
101頭以上	30頭

※ 畜舎が複数ある場合は、全ての畜舎から採材すること。

### ④ 作業の流れ

- ア 当該家保は畜産振興課と調整し、調査対象の農場リスト（農場名、住所、電話番号、経営形態、畜舎数、飼養頭数）を作成する。
- イ 畜産振興課は、調査対象農場リストを農水省へ報告するとともに、大分家保病性鑑定部へ連絡し、採材に必要な資材等の準備を依頼する。
- ウ 当該家保は、調査対象の農場リストを基に、市町村と調整し、巡回計画（班編制、集合場所、時間、農場ごとの巡回時間等）を作成する。作成した巡回計画は畜産振興課へ報告する。
- エ 畜産振興課は、巡回計画に基づき立入検査を行うよう当該家保へ指示するとともに、大分家保病性鑑定部に必要な資材等を当該家保に届けるよう指示する。
- オ 家保は、農場に立入る際には、車両等の消毒を十分行い、病原体拡散防止に努める。
- カ 家保は、採材した検体を大分家保病性鑑定部へ搬入するとともに、臨床検査の結果を畜産振興課に報告する。
- キ 畜産振興課は、検査結果を農水省へ報告するとともに、動衛研へ検査依頼を行う。
- ク 大分家保病性鑑定部は、検体を取りまとめ、動衛研に病性鑑定依頼書(国指針別記様式3)を添付し、Ⅱの3「留意事項」に準じて送付する。

## (3) 立入検査 B

### ① 検査対象農場

- ア 移動制限区域内の以下の農場うち(2)の立入検査を実施していない農場
  - (ア) 鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6頭以上飼養する農場
  - (イ) (1)の電話調査で異常家畜がいることが確認された農場



② 検査開始時期

(2) の検査終了後、引き続き行う。

③ 検査内容

臨床検査を行い、その結果、遺伝子検査及び血清抗体検査を行う必要があると判断したとき又は農水省から検体送付の指示があったときは、(2) に準じて検体（鼻腔スワブ及び血液）を採材し、動衛研に送付する。

④ 作業の流れ

(2) の立入検査 A に準じる。

**【留意事項】 発生状況確認検査に必要な人員の確保**

発生状況を確認するため期限内に行わなければならない立入検査について、当該家保は、予め初動防疫作業等に従事する家畜防疫員以外の人員の確保に努めること。

また、発生農場の飼養規模等により当該家保だけで人員の確保が困難な場合には、畜産振興課は、当該家保以外の県職員（獣医師）、獣医師資格を持つ県の退職者、市町村及び団体に所属する獣医師等に依頼し、速やかに立入検査が行えるよう調整する。

**●発生状況確認検査に必要な人数(例)**

検査内容		聞き取り調査		立入検査							
		毎日		1日目				2日目		3日目	
対象農場		半径10km内全農場		半径1km内全農場		半径10km内大規模飼養農場 ※		半径2～10 km内全農場(大規模飼養農場除く)			
		牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚
		55戸	10戸	3戸	戸	2戸	2戸	25戸	4戸	25戸	4戸
必要 人数	家畜防疫員	1		3	0	2	2	13	4	13	4
	その他県職員	2		0	0	0	0	0	0	0	0
	市町村職員	0		3	0	2	2	7	2	7	2
	JA職員等	0		0	0	0	0	6	2	6	2
合計		3		6		8		34		34	

※大規模飼養農場

- ・月齢が満24か月以上の牛(乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあつては満17か月以上)及び水牛にあつては200頭以上
- ・月齢が満4か月以上満24か月未満の牛(乳用種の雄牛及び交雑種の肥育牛にあつては、満4か月以上満17か月未満)、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあつては3000頭以上



## 2 清浄性確認検査

移動制限区域を管轄する家保は、当該市町村等と連携し、移動制限区域内の清浄性を確認するため、制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 10 日が経過した後に、下記の家畜飼養農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、検体を採材し、動衛研に送付する。

### (1) 検査対象農場

移動制限区域内の農場（鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては、6 頭以上飼養する農場に限る。）

### (2) 検査内容

臨床検査を行うとともに、血清抗体検査を行うための検体（血液）を採材する。  
なお、採材頭数は、1 の（2）の③に準ずる。

### (3) 作業の流れ

1 の（2）の④に準ずる。

## 3 検査従事者の遵守事項

V の 8 の疫学調査、VI の 1 から 2 の発生状況確認検査及び清浄性確認検査を行う者は、次の事項を遵守する。

- (1) 発生農場の防疫措置に従事した日から 7 日を経過していない者は、農場に立ち入らないこと。ただし、発生農場での防疫措置実施時や発生農場からの退場時のバイオセキュリティ措置が適切に実施されていることが確認される場合には、その期間を 3 日まで短縮できるものとする。
- (2) 車両を当該農場の衛生管理区域の外に置き、防護服を着用して畜舎に入ること。
- (3) 当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。
- (4) 帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (5) 立ち入った農場の家畜について V の 8 又は VI の 1 及び 2 の検査で異状又は陽性が確認された場合には、当該農場の家畜が患畜及び疑似患畜のいずれでもないことが確認されるまで、他の農場に立ち入らないこと。



検査材料の採材（鼻腔スワブ）

#### 【留意事項】制限区域の解除

制限区域は、次の要件のいずれにも該当する場合に、農水省と協議の上、解除する。

- (1) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了（法第 16 条の規定に基づくと殺、法第 21 条の規定に基づく死体の処理、法第 23 条の規定に基づく汚染物品の処理及び法第 25 条の規定に基づく畜舎等の消毒（1 回目）が全て完了していることをいう。以下同じ。）後 10 日が経過した後に実施する 2 の清浄性確認検査により、全て陰性を確認すること。
- (2) 移動制限区域内の全ての発生農場の防疫措置の完了後 21 日が経過していること。

## VII 移動及び搬出制限の対象外

### 1 制限の対象外

#### (1) 制限区域内の家畜の死体等の処分のための移動

- ① 発生の状況、環境保全の観点等を勘案して、家畜防疫員が家畜に臨床的な異状がないことを確認した制限区域内の農場の家畜の死体、排せつ物等、敷料又は飼料、について、農水省と協議の上、焼却、埋却、化製処理又は消毒をすることを目的に焼却施設等その他必要な場所に移動することができる。
- ② 移動時には、次の措置を講ずる。
  - ア 移動当日に、家畜防疫員が当該農場の家畜に異状がないか確認する。
  - イ 原則として、密閉車両又は密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床及び側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
  - ウ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
  - エ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
  - オ 複数の農場を連続して配送しないようにする。
  - カ 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
  - キ 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。
  - ク 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。
  - ケ 移動経過を記録し、保管する。
- ③ 焼却、化製処理又は消毒をする場合には、次の措置を講ずる。
  - ア 運搬車両から死体等投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
  - イ 原料置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
  - ウ 焼却、化製処理又は消毒行程への投入完了後直ちに、施設の出入口から原料投入場所までの経路を消毒する。

#### (2) 制限区域外の家畜の死体の処分のための移動

制限区域外の農場の家畜の死体について、畜産振興課は、農水省と協議の上、焼却又は化製処理することを目的に移動制限区域内の焼却施設等に移動させることができる。

この場合、移動制限区域内の農場には立ち寄らないようにするとともに、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒するほか、(1)の③のアからウまでの措置を講ずる。

(3) 制限区域外の家畜等の通過

制限区域外の家畜等について、制限区域を通過しなければ、制限区域外の他の農場、と畜場等の目的地に移動させることができない場合には、農水省と協議の上、制限区域を通過させることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

(4) その他

(1) から (3) までに規定するもののほか、原則として、制限区域の設定後 21 日間は、制限の対象外を設けないこととするが、当該 21 日間経過後、発生状況、移動に伴うウイルスの拡散防止措置等の状況を勘案して、農水省と協議の上、移動制限区域外から移動制限区域内（発生農場から半径 5 キロメートル以内の区域を除く。）への家畜等の移入に関する制限の対象外を設けることができる。

この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

**【留意事項】 制限区域内の制限の対象となる業務**

畜産振興課は、農水省と協議の上、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。また、搬出制限区域内においては、農水省と協議の上、次の (2) 及び (3) の事業を停止する。

(1) と畜場

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている生体のと殺や処理途中のと体の処理等は実施可能。）

(2) 家畜市場、家畜共進会等

新たな家畜の受入業務（判明時に既に受け入れている家畜については、原則として、会場内で飼養する。）

(3) 放牧

新たな放牧の実施（放牧中の家畜については、当該放牧場に収容可能な畜舎がある場合には放牧を停止する。）

## VIII 家畜の再導入

### 1 導入前の検査

(1) 当該家保（現地防疫対策部検診班）は、家畜の再導入を予定する発生農場、予防的殺処分実施農場及びワクチン接種農場を対象に、最初の導入予定日の1月前以内に、当該農場に立入検査を行う。この際、当該農場に対し、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行い、異状を認めた際には、直ちに家保に届出よう指導を徹底するとともに、下記の①から③について確認する。

なお、再導入予定農場の立入検査は、原則として家畜防疫員が行う。ただし、これにより難しいときは、その他の県職員又は畜産振興課が適当と認めた民間獣医師、市町村職員等も行うことができる。

- ① 農場内の消毒を、殺処分終了後1週間間隔で3回（防疫措置の完了時の消毒を含む。）以上実施している。
- ② 農場内の飼料、家畜排せつ物等に含まれる口蹄疫ウイルスの不活化に必要な処理が完了している。
- ③ 再発生を想定し、殺処分する家畜及び汚染物品の埋却地が確保できている。

(2) 家畜防疫員等は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、畜舎ごとの導入頭数を少数とし、その後段階的に導入するよう努めるとともに、前回の消毒から1週間以上経過している場合には、導入前に再度消毒を実施するよう指導する。また、再導入後は毎日家畜の臨床観察を行うとともに、異状を認めた際には、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導を徹底する。

### 2 導入後の検査

当該家保は、家畜の再導入後2週間が経過した後、当該農場への立入検査を実施し、導入した家畜の臨床検査を行う。

また、移動制限区域の解除後、少なくとも3か月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

## IX 発生農場の手当金及び出荷制限等に係る農場の損失補てんについて

すべての家保及び振興局は患畜または疑似患畜確定後、ただちに管内の家畜飼養者等に対し、移動制限の実施について通知するとともに、移動及び搬出制限による影響について調査し、農林水産企画課に報告する。

また、畜産振興課は、法に基づく発生農場の手当金及び出荷制限等による損失補てん金について、下記のとおり調査する。

### 1 発生農場の手当金

家保は、発生農場に立ち入り、へい殺畜等手当金等交付規定に基づき調査を実施する。

#### (1) 交付対象

法第 58 条及び第 59 条の規定による以下のもの

- ① 患畜、疑似患畜
- ② 生乳・精液・受精卵等の生産物、飼料、敷料等の汚染物品
- ③ 焼埋却費用（発生農場家畜飼養者が負担する場合）

#### (2) 必要な書類等

- ① 家畜及び生産物等の管理簿等
- ② 購入時価格（家畜については導入時日齢も）を確認出来る書類
- ③ 出荷時の日齢、価格がわかる伝票等
- ④ 汚染物品等の数量、金額等が確認出来る書類等
- ⑤ 焼埋却にかかった費用が確認できる伝票等

※ 交付対象家畜については代表的な個体について、体格がわかるように写真撮影を行うこと。

### 2 出荷制限等に係る農場の損失補てん

畜産振興課は、当該家保及び振興局に調査を指示する。

家保は、振興局と共に、以下の（1）に示す農場に立ち入り、損失補てんの対象となる家畜及び対象物品（対象家畜が生産した物品）について調査する。

#### (1) 助成対象

法第 60 条第 2 項に基づく、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象家畜及び生産物  
制限区域等の対象となる区域内において飼養される対象家畜及び生産物であつて、当該制限区域等により出荷が制限されたものをいう。

- ② 制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象家畜及び生産物  
制限区域等の対象となる区域外において飼養される対象家畜及び生産物であつて、次に掲げる場合のいずれかに該当するものとする。
- ア 他の出荷先に出荷された場合  
当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなったため、他の出荷先に出荷された場合。
- イ 出荷遅延の場合  
当該制限区域等により出荷予定日に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったため、当該制限区域等の期間後に予定出荷先に出荷された場合。
- ウ やむを得ず処分された場合  
当該制限区域等により出荷予定日以後に予定出荷先に出荷することができなくなり、かつ、やむを得ない事情により他の出荷先にも出荷することができなかったことにより、販売又は飼養の継続が困難となったため、やむを得ず処分された場合。

## (2) 必要な書類等

(1) の各助成措置に必要な書類等を準備すること。

- ① 家畜及び生産物等の管理簿等
- ② 対象家畜、対象物品を予定出荷先に出荷することが出来なかったことを証明する書類等（取引先との契約書等）
- ③ 対象家畜、対象物品の処分がやむを得なかったことを証明する書類等
- ④ 対象家畜、対象物品が処分されたことを証明する書類等
- ⑤ 対象家畜、対象物品を他の出荷先にも出荷することが出来なかったことがやむを得ない事情によるものであったことを証明する書類等
- ⑥ その他、数量、日齢、金額等が確認出来る書類等

## 3 農家への支援等

当該家保及び振興局は連携し、関係機関の協力の下、対象農家へ必要な支援を行う。